

平成22年第2回

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 29 日 )  
( 第 4 号 )



平成22年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第4号

平成22年9月29日（水曜日）

---

### 議事日程（第4号）

平成22年9月29日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

第2 議案第12号

〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第12号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	長	田	隆	尚
2	番	津	村		衛
3	番	森	野	真	治
4	番	水	谷	正	美
5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
7	番	小	林	正	人
8	番	奥	野	英	介

9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三千	宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稻	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇喜	雄
34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝

37	番	森 本	繁 史
38	番	吉 川	実
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	西 塚	宗 郎
44	番	萩 野	虔 一
45	番	永 田	正 巳
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	萩 原	量 吉
50	番	藤 田	正 美
( 51	番	欠	員)
( 52	番	欠	員)
( 42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森	秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖	秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田	慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田	昌 司
書 記 (議事課副課長)	藤 野	久美子
書 記 (議事課主幹)	山 本	秀 典

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂	昭 彦
-----	-----	-----

副 知 事  
副 知 事  
政 策 部 長  
総 務 部 長  
防災危機管理部長  
生活・文化部長  
健康福祉部長  
環境森林部長  
農水商工部長  
県土整備部長  
政 策 部 理 事  
政策部東紀州対策局長  
政 策 部 理 事  
健康福祉部理事  
健康福祉部こども局長  
環境森林部理事  
農水商工部理事  
農水商工部観光局長  
県土整備部理事  
企 業 庁 長  
病院事業庁長  
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員長  
教 育 長

公安委員会委員長  
警 察 本 部 長

安 田 敏 春  
江 畑 賢 治  
小 林 清 人  
植 田 隆  
東 地 隆 司  
山 口 和 夫  
真 伏 秀 樹  
辰 己 清 和  
渡 邊 信一郎  
北 川 貴 志  
梶 田 郁 郎  
小 林 潔  
藤 本 和 弘  
浜 中 洋 行  
太 田 栄 子  
岡 本 道 和  
林 敏 一  
長 野 守  
廣 田 実  
高 杉 晴 文  
南 清  
山 本 浩 和

牛 場 まり子  
向 井 正 治

谷 川 憲 三  
河 合 潔

代表監査委員 植田 十志夫  
監査委員事務局長 長谷川 智雄

人事委員会委員 岡 喜理夫  
人事委員会事務局長 堀木 稔生

選挙管理委員会委員 宮 寄 慶一

労働委員会事務局長 小西 正史

---

午前10時0分開議

## 開 議

議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇・拍手〕

47番（西場信行） おはようございます。本日の一般質問のまず最初の指名をいただきました。自民みらい、多気郡選出の西場信行でございます。どうぞよろしく願いいたします。

地元課題を中心にいたしまして、県政諸課題につきまして、質問をさせていただきます。

まず、カーボン・オフセットの取組、オフセット・クレジット制度を活用した森林整備というタイトルで質問させていただきます。

東海3県1市の知事市長会議が9月1日に開催されました。岐阜県各務原

市にて開催と、こういうことで、新聞記事も載っておりましたが、その協議の内容の一部ですけれども、結果の一部ですが、CO<sub>2</sub>の排出削減事業で生じた排出権を購入して、排出分を相殺するカーボン・オフセットについて、3県1市で取り組むことで合意したと、こういうことになっております。今後広域的に売り手買い手をつないでいく仕組みづくりを検討していくことになった、こういうことでありまして、その会議で野呂知事は、三重県は排出量に占める産業部門の割合が全国的にも大きく、カーボン・オフセットの連携は非常に有意義であり、具体的に進めたいと、このように発言されておられます。

また、一方で、三重県内におきましても、大台町におきましてオフセット・クレジットの取組が始まりつつあります。大台町の町有林1597ヘクタールのうち144ヘクタール分のCO<sub>2</sub>吸収量、これをトン数にして2389トンと、こう言われておりますが、これを企業に売却いたしまして、買っていただいて、その収益を森林保全等に役立てる基金を設立していくと、こういうことでございまして、これにおけます環境省の認定委員会への申請が、J V E R制度として申請をしておりますが、9月17日に許可がおりたと、こういうことでございます。大台町では、今後このCO<sub>2</sub>トン数を希望する団体や企業へ売買する交渉に入ることになりますが、新聞にも載っておりましたが、熱田神宮から伊勢神宮間で開催される、全日本大学駅伝大会の主催団体と今交渉中と、こういうように聞いております。

大台町の取組は、三重県では初めてでございますし、かなり全国的にも先駆けであろうと、こういうように思いますが、こういう動きはこれからかなり加速化してくるのではないかなと、こういうように思っております。こういった市町や団体に対する県のバックアップ、支援体制というものを今後しっかりやっていただくことを、まず強く要望しておきたいと思っております。

こういうような内外を取り巻く環境の中にあって、三重県として、森林整備にかかわるカーボン・オフセットの取組、こういうものを今後どういうように進めていかれるのか、その方針をお伺いしたいと思っておりますし、三重

県として、これからオフセット・クレジットを活用した取組をどのように進めていくのかということにつきましてもお話をいただきたい。

私なりに思います一つの提案といたしましては、今、県行造林が3500ヘクタールございます。この三重県が今まで努力してきた3500ヘクタールの県行造林を対象にいたしまして、CO<sub>2</sub>吸収量を換算して、それをクレジット化していくと、そして、そこから得た基金を基金造成して、森林整備に充てていくことを前向きに考えていただければどうかと、こういうことも思いますので、提案もさせてもらいながら、県としての知事のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） カーボン・オフセットでございますけれども、これは地球温暖化防止のための具体的な行動として、企業や家庭などで削減努力をいたしてもどうしても削減できない二酸化炭素排出量を、別の場所における削減量あるいは森林吸収量で相殺しようという性質の取組でございます。

御指摘ありましたように、先日開催されました東海3県1市知事市長会議におきまして、域内で発生したCO<sub>2</sub>は域内で吸収すべきであるという基本的な考えに基づきまして議論が行われたところでございますが、カーボン・オフセットの概念というのは、まだ一般に知られていないということや、国の制度との整合などの課題もございまして、東海3県1市知事市長会議としては、COP10終了後にワーキンググループを設置しまして、基礎的な取組の検討を始めるということで、合意をされたところでございます。

また、カーボン・オフセットにつきましては、専ら企業や個人の自主的で任意な取組を促進する制度となっておりますことから、地球温暖化防止のための具体的な行動として有望なものであると考えております。

県では本年8月に、三重県森林CO<sub>2</sub>吸収量評価認証制度を設立いたしまして、企業の森などの社会貢献を見える化したところでございますけれども、今後も森林整備を含めた県独自のカーボン・オフセットの仕組みについて検

討を進めてまいりたいと思います。

御提案のありました県行造林につきましては、部長のほうからお答えを申し上げます。

〔辰己清和环境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 森林の吸収量のクレジット化ということでございますが、今、議員の質問にもございましたように、三重県のほうでもこの制度は21年の4月からオフセット・クレジット制度ということで、環境省が、J V E R制度というように申しますが、森林吸収量も取り込んだということが始まったわけでございますが、その21年の4月と8月に林業関係団体と協働いたしまして説明会を開催し、この説明会がきっかけとなって、大台町のほうも申請手続をやって、先ほど申されたようなことでクレジット認証が9月に得られたというふうに聞いてございます。

それで、県のほうといたしましては、このような大台町の取組を一層進めていくということで、市町あるいは林業関係者に対しまして、この制度の持つ有益性であるとかクレジットの購入事例などとあわせて、最近クレジット価格、相場が若干変動しておるということでございますが、こうした留意事項等も含めて、まずは適宜情報提供していきたいというふうに思っております。

それから、県行造林の導入というのを御提言いただきましたが、県行造林は森林資源の造成や林野の保全を目的といたしまして、森林所有者と立木販売等の収益を分収するということを前提に、市町あるいは財産区等が所有される森林に、県が造林者として地上権を設定し、植栽から伐採までの間の間伐等の整備も含めますが森林整備を行うというものでございます。

この県行造林にオフセット・クレジットを導入するということは、森林整備の新たな財源になるというように考えてございますが、しかしながら、県行造林は分収契約でございますので、クレジットの販売による収益の使途、それから、認証申請のコストの負担、あるいは、分収というのは契約期間がございまして、その期間などにつきまして、土地所有者との協議が必要にな

ってくるなどなど多くの課題もございます。

こうしたことから、こうした課題について整理していきながら検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔47番 西場信行議員登壇〕

47番（西場信行） 御答弁をいただきました。

三重県も林業県でございます。林業振興のためにいろんな取組をしてきておられるところでございますが、その一環として、ぜひとも前向きな御検討をお願いしたいと思います。

今全国で林業のこういう支援のために様々な取組がなされておりますが、近年の第一は森林環境税の創設であります。これは、2003年、平成15年に高知県がまず先陣を切ったわけでございますね。続いて岡山県、私ども三重県もぜひこれをやったらどうだという思いで、議員の皆さん方と、こういろいろ議論しながら、森林条例をつくって新しい財源確保を県に求めながら、なかなかその決断を得られないで、今もう既に30県が実施しております中で、三重県はそこに入っていないという状況であります。

次なる森林の取組について注目すべきは企業の森、これは、和歌山県がやはり平成15年に全国に先駆けてこれを実施いたしました。三重県もこれを行っていただいております。

3番目が、今先ほど知事も部長も言われました、県としての独自の吸収量認定制度、見える化を始めてもらうのが3番目でございます。現在19県、先ほど御回答もありましたように、三重県もその中に入っていると、こういう状況であります。

続いて出てきたのが、この県の認証制度をさらにもう一步も進めるといふ、クレジットによって売買取引をするという、全く新しい感覚の温室効果ガス対策、そして環境森林整備をセットにした事業が、今全国に大変な勢いで広まって拡大されつつあるわけであります。どうか、ある意味でこの森林環境税の創設に二の足を踏んだといいますが、慎重になり過ぎた面もあろうかな

と、こう思いますので、この挽回していくためにも、これは税金という概念ではありませんから、ひとつこの点をしっかりと御検討いただいてこのJVER制度の取組をぜひとも加速化、促進していただきますようお願いしたいと思います。今時期として、三次戦略の中でございます。そこに対して、もう、これ、3年、4年のスパンで計画をつくるのでありますから、どうかその中へ明確な位置づけをお願いしておいて、この項を終わりたいと思います。

それから、二つ目が、地域で取り組む感染制御であります。9月14日付で知事が地域医療を守る緊急メッセージを発表なされました。この迅速な医師の確保と定着を実現していくと、県内の医師不足、偏在を解消するという知事の切実な思い、訴えをしっかりと受けとめさせていただいたところでございます。議会としまして、最近県立病院改革、子宮頸がんワクチン、新型インフルエンザ対策など、多くの議論を進めておるところでございますが、本県の地域医療を守っていくべく最善を尽くしていかねばならない重要な時期に来ておる、このように考えるところでございます。

さて、この9月16日をもって三重県の新型インフルエンザ対策本部が廃止をされました。この強毒性の鳥インフルエンザのパンデミックが取りざたされる中で、この新しい新型インフルエンザの感染が起これ、世界的に流行していったということでございますが、三重県におきまして、昨年の夏から10月にかけて大きく広がって問題化したところでございます。そして、この9月16日をもって、それに取り組んできた対策本部が解散になったと、こういう状況でございますが、そういうときを迎えて、本県におけます初発から今日に至るまでのこの1年数カ月を通じた県内の感染流行の姿を、この際しっかりとまとめていく必要があるのではないかと、そのことを県の皆様へ説明をして、次なるいつ襲ってくるかわからないこのインフルエンザの感染に対して、知識のワクチンとして県民に活用してもらおうよう努めてもらいたいと、こういう思いでございます。

我が県ではどのように発生したのか、どのように広がったのか、そのとき、

県、市町、地域はどのように行動したか、その結果どうであったか、こういった点をわかりやすく明らかにして、今後の参考にしていくべきではないかなと思うのであります。

そこで、お伺いするわけでありますが、今回新型インフルエンザ対策本部を置いて取り組んできた一連の対策を、どのように総括し評価するのか。また、県としての役割、できること、やるべきことをどのように認識して、国、市町、地域と連携していくべきと考えているのか、まず第1点の質問でございます。

さらに、続けさせてもらいますが、今回の新型インフルエンザ流行の中で、私の地元であります明和町立下御糸小学校におきまして、画期的な取組が行われたと、このように思いまして、少し紹介をさせていただきたいと思えます。

群馬大学医学部大学院で感染学を研究されておられます清水宣明先生と、三重県立看護大学で助手を務められる片岡さんの献身的な地域貢献があり、そして、下御糸小学校の先生、生徒の皆さんとの協力のもとに、インフルエンザ感染予防の学習会が、自分たちの身は自分たちで守るということをテーマにして開催されております。それは単なる勉強会だけで終わるのではなく、その後の学校におけるインフルエンザの発生状況の調査や、個別のアンケートも実施をされまして、その内容を細かく分析して、小学校における発生実態の解明というものが進みつつあります。また、その結果をわかりやすく公表をされまして、地元の公民館等で地域の皆さん方に、あるいはその小学校においても説明会が実施されております。小さな取組ではありますが、大きな注目を呼びそうなことだと、私は思っております。

明和町では、昨年町民一般を対象にしましたこの新型インフルエンザ講演会を中央公民館で催してもらっておりまして、町として感染制御に対する主体的な取組の姿勢もうかがうところでございますが、今回は町も町の教育委員会も協力する中で下御糸の取組が行われたと、こういうことでございます。

以上のようなことを紹介しながら、私は、地域における感染制御のあり方というものをこれから考えていく上で非常に重要な例示ではないかなと、こういうふうに思っております。今後、県としても十分参考にさせていただくことをまずお願いしながら、一つ御要望とお伺いをするんですが、今後地域の取組を支援し、地域が協働して取り組むこの感染制御に対する輪を広げていけるように、県として地域感染制御の対策のモデル事業、こういうものを創設してはいかがかと、このように思っております。お伺いをいたしたいと思いません。

それから、明和町の小学校のその取組の中で、本県の県立看護大学の関係者の協力もあることを知りまして、大変うれしくまた頼もしく思いました。県立看護大学は平成9年4月に開学して以来、県立大として三重県内の地域に根差した大学のあり方を目指し、地域交流センターも併設されて、村本学長を中心に、地域連携、地域貢献などの本学の使命を掲げられて、その達成に向けて努力をされておられる、このように聞いております。

今後三重県において、地域で感染制御に取り組むに当たって、地域貢献活動を重視するこの県立看護大学がその一翼を担っていただけるよう、協力を求めてはどうかと考えるんですが、県の考え方はいかがでしょうか。

また、看護大学において、感染管理認定看護師の教育課程の開設を目指しておられるということもお聞きしますので、現在それがどこまで進んでおられるのか、お伺いをいたします。

以上です。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） それでは、まず、新型インフルエンザ対策の総括と申しますか、評価についてお答えを申し上げたいと思えます。

昨年度の新型インフルエンザの流行の状況でございますとか、県等が実施をいたしました一連の取組につきまして、本年の6月以降、県のほうに三重県新型インフルエンザ専門家会議というのを置いておるんですけれども、そこを再度開催いたしまして、取組等についての検証を進めてきたところでご

ざいます。

そうした中で、今後の対策につながるということで、その専門家会議のほうからは5点ほどの提言といえますか、対応等についての課題等を提言いただいたわけですが、そのうち特に今後の対応につながる部分というのは3点ほど御指摘をいただいております。

一つは、いわゆるサーベイランスと言いますが、早期に探知するといえますか、兆候をつかんでいくときの体制づくりという部分でございます。感染の拡大でございますとかそれを防止するためには、早期に発生の状況を的確につかんでいくという部分、それと、そういう情報を、医療機関でございますとか学校等へいかに速やかに情報を流しながら体制をつくっていくかという、そういうシステムづくりでございますけれども、それについての必要性を一つ言われたことでございます。

二つ目は、医療提供体制ということで、当初、今回の想定は、強毒性のほうを想定しながら対応を始めたという部分があるんですけども、途中、季節性のインフルエンザと変わらないじゃないかということで、急遽切り変えたという部分がございます、そういう、そのインフルエンザの病原性のタイプにおいて、どういう対応をしていくべきなのかという部分とか、体制を切りかえるときのタイミングとか、それを医療機関等への情報の周知の仕方、その辺についての課題が残ったという部分。

それから、三つ目につきましては、情報の共有体制ということで、今回初めてのことでございましたので、国等から大量の情報が流されたわけですが、それが十分整理もされずに、地域といえますか、医療機関とか学校等へ流れていって、混乱をしてしまったというような状況がございましたので、この辺について、早急に対応を今後検討するようにと御指摘を受けております。

今回、県といたしましては、これらの専門家会議からの御指摘を受けまして、再度の流行がありますとか、それから、強毒性のインフルエンザへの転換といえますか、そういう流行も視野に入れる形で関係機関とも連携しながら

ら、予防対策でございますとか医療体制の整備について緊急に整備をしていきたいなというふうに思っております。

今回、検証の結果、それとそれを踏まえまして、私ども今後の対応方針につきましては、近く議会のほうにも報告をさせていただくとともに、医療機関でございますとか県民の方にも公表させていただいて、周知をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、二つ目が地域の感染制御モデル事業の件でございますけれども、今回看護大学とそれから群馬大学のほうで明和町で行っていただいた調査のほうでは、流行を早期に探知することによって、学級閉鎖等を講じることで、発生と流行の広がりを遅らせることができるというのを実証されたというふうに思っております。

先ほど申し上げました、私どもが設置しております三重県新型インフルエンザ専門家会議におきましても、感染症の拡大防止には発生を早期に探知できるシステムが必要であるというふうな提言も受けております。また、医療分野におきましても、早期探知をすることによって適切な対応をとれば、感染拡大を防止できるだけではなく、感染患者が減ることによりまして、医師の診療負担の軽減でございますとか医療費の削減等にもつながってくるということの見解もいただいております。

県といたしましては、こうした専門家会議の提言も受けまして、地域での感染症の早期探知ができる新たな感染症の情報システムの構築というのを現在検討しているところでございます。この情報システムによりまして、地域におけます感染症の発生予兆を早期に探知をいたしますとともに、市町ですとかそれから医療機関等に適切に情報提供することで、効果的な拡大防止を講じて蔓延の防止に役立てたいというふうに思っています。

また、このシステムの構築とあわせまして、市町ですとか学校、それから医療機関等におけます感染症対策の人材育成もあわせて進めたいなというふうに思っております。この事業をあわせてやる中で、議員から御指摘のありました地域レベルで感染症対策をしていく上の事業へ発展させていければ

というふうに考えております。

それと、3点目は、看護大学の関係でございますけれども、看護大学のほうは、地域の保健、医療、福祉の向上に寄与するために、御指摘がございましたように大学内に地域交流センターを設置いたしておりますして、医療的なケアを必要とする子どもにかかわる看護師への支援でございますとか、在宅ケアの連携推進のための看護モデル事業など、多くの地域貢献に取り組んでおるところでございます。平成21年度からは、看護大学のほうも公立大学法人として独立法人化したので、地域貢献を従来にも増して、重要な使命というふうに位置づけておりまして、事業の充実を図っているところでございます。

お尋ねがございました、感染管理認定看護師の教育課程の開設でございますけれども、この事業もそうした地域貢献の取組の一つとして看護大学も位置づけて取り組んでおるところでございます。

現在、県内の病院ですとか、それから病院等に在籍をいたしております感染管理認定看護師というのが現在15名しか県内にはおりませんので、大変少ない状況でございますして、102の病院のうち約1割にしか在籍をしていないという状況でございます。こうした状況でございますので、病院ですとか地域での新型インフルエンザなどの予防でございますとか、それから病院内での院内の感染対策、それから災害時の感染対策など、そういうことに専門的な知識をもって対応できる、こういう看護師の養成というのは大変重要なことと思っております。

この教育課程の認定をいたしますには、社団法人日本看護協会の認定を受けるということが必要でございますので、看護大学では、年度内に認定を取得して、23年度の開設を目指しているところでございます。

県といたしましても、感染症対策というのはこれからの大変重要な課題というふうに認識をいたしております。その中でも、この人材を育成していくというのは喫緊の課題というふうに考えておりますので、こうした看護大学の取組に対しまして、県としても必要な支援は行っていきたいなというふう

に思っております。

以上でございます。

〔47番 西場信行議員登壇〕

47番（西場信行） 今回のいろいろな取組の中で、私もいろんな経験や勉強もさせてもらいました。その中で特に申し上げたいことは、感染制御は、自分たちの身は自分たちで守るという、今の小学校の取組テーマを聞かせてもらって、まさにそうかなと、こういうように思います。各地域がこの身の丈に合った、できることから取組を始めることが、全域に広がれば大変大きな効果があると、こういうように思うときに、そのモデルとしての地域の取組を支援する県の支援というのは大変重要だし、そして、その要になってくる機関として大変期待するのが、私は看護大学ではないかなと、こういうように思っております。三重大学もありますけれども、まさに三重県立大学としてこの地域への貢献を目指している大学との連携、そしてそれに対する支援というものをしっかりやっていただきますように、改めてお願いをしておきたいと思えます。

次に行きます。

タイトルが、宮川流域諸課題ということでございまして、宮川ルネッサンス事業、そして水力発電民間譲渡について、質問させてもらいたいと思えます。

6月に全員協議会が開催されまして、この民間譲渡に伴います地域貢献課題についての中間報告がありました。緊急発電放流、森林環境保全、あるいは奥伊勢湖の環境保全といった、まだ未調整の内容について全協で報告をいただきまして、私もそのときに発言を求めて、今後の譲渡に際して重要な課題であります流量回復の解決をさらにしっかりと求めながら、交渉未合意の3点の地域課題につきましても、極力実施ができるように努力するようにお願いをしたところでございます。

特に三浦湾への緊急放流につきましては、16年災害で尊い人命も失われておるといってございまして、それを教訓として、この予想される台風

等に対する対応は、事前放流等の対応をしっかりとやってもらうことによって、これは対応可能かと思いますが、ゲリラ豪雨という言葉もありますけれども、想定外の急な集中豪雨に対するダムの水位の上昇の中で調整が不能になったときどうするんだという緊急事態について、やはりそのときは県のトップである知事とこの発電事業者のトップの社長がトップ会談で決定していくという余地を残して行ってほしいと、このように思うのであります。

この全協の中で様々な意見も出したんですが、そのことに対してこのきちっとした説明もなしに、また対応策も示されないまま、次は、流域地元の大台町3会場で住民説明会という状況に入りましたね。私、これを、後で聞かせてもらって、県議会や全協に対する重みというのを県はどのように考えているのかなと、こんなことを思うのであります。それは軽視につながっていくのではないかと思います、今後の全協などのあり方についても、いま一度県のほうでしっかり認識をしていただきたいなと、こういうように思っておりますが、そういう経緯の中で地元住民説明会が行われました。

3会場ですが、50人を超える町民の方々の御出席もあったと、こう聞いております。関係者にいろいろそのとき出てきた意見等を聞かせてもらいまして、自分なりに四つぐらいに要約しますと、その第1点は、16年豪雨災害で河川に大量に堆積した土砂を早く排除してほしい、砂利採取を促進してほしいと。今回の本会議で日沖議員も河川の砂利採取についての要望を出しておられましたが、まさにそういうことが一つ。

2点目は、宮川ダム建設時、50年前にさかのぼりますが、その当時、県との地域振興の約束事、これの実行、道路改良、あるいはダム湖周辺の整備、これがまだまだではないかと、こういうお話が二つ目であります。

3点目は、宮川のダム湖の水が濁っていると。きれいな水であればダムから放流して流量を増やすことに賛成だが、濁っておる水では簡単に賛成できないと、こういうお声がありました。

もう一つは、三瀬谷ダムは発電ダムとしてほとんど機能していないのではないかと。ダムの役目がないなら取り除いたほうがよいのではないかと。譲

渡するなら、三瀬谷ダムの撤去を条件に入れればどうか。できなければ魚道をつけてほしいと、こういうような意見もあったと、こういうようなことを聞かせてもらっております。

この時期に、こういう住民の意見が出てきたということは非常に重要な意味合いも含めておるのかなと、こういうように思って聞かせてもらいました。

住民懇談会の会場における住民の声を県当局がどのように聞き取り、その場で回答されたか、そういうことについて、我々議会のほうへどのような報告があるのかわからないのでありますが、あるいはこのことが県政のトップであります知事の耳に届いておるのかどうか、今後の対応の推移を大変気にかけておるところであります。

せっかくの住民の皆さん方のお声でありますから、どうぞ聞きっ放しにしないように、丁寧にしっかりと対応していただくよう要望しておきたいと思えます。

そこで、この議会での全協、地元説明会での協議等を踏まえて、今後の水力発電民間譲渡をどのように進めていくのかということ、あるいは、今後譲渡までにいろいろあります地域課題がございます。しかし、県が整理されておる3課題だけではおさまらないだろうと。工業用水を廃止して、発電専用になった三瀬谷ダムの譲渡というものは、新たないろんな課題があろうかなと、こういうように思っております、そういった地元課題の再整理も必要ではないかなと。農業用水の取水に対する発電事業者の協力につきましては、継続をしていくように努力をすると聞いておりますが、その確約について、どういようにしていくんだということについて、もう一つ踏み込んだものがございません。これも、一つ今後の交渉の中で重要なポイントになってこようかなと、こういうようなことを考えまして、この点についてお伺いするのが1点であります。

続いて、宮川流域ルネッサンス事業でありますけれども、平成9年度からスタートをいたしまして、もう13年目を迎えました。これは、当初、この水量回復の水の問題がその当時提議をされまして、私も十五、六年前になりま

すが、当時の水原庁長に対して、大変この問題を議論させてもらいました。

そういう中で、平成9年に、この水量回復を具体化していくためには様々な部局横断型の検討をしていかなばならんと、こうすることで、今後、そういった検討調整協議を進めていくために、総合的政策としてモデル事業として宮川ルネッサンス事業をスタートした、当時の知事がそういうように方向づけを決めて、これがスタートしたわけであります。すなわち、宮川の流量回復のためにこのルネッサンス事業はスタートしたと、こういってございます。

以来、実施計画も4年ごとに立て、そして、2010年が基本計画の最終年度、今大きな節目を迎えております。県はこのルネッサンス事業を、ひとつここで一区切りとして、新たなルネッサンス事業の取組をやりたいと、こういってその案を提示されて、この10月にその内容を確定すると、こういって聞いておるわけであります。

じゃ、これまでの12年、13年というものをどのように総括されてきたのかということが非常に重要ですが、特にこの基本理念とも言うべき水の問題について、どういう自己評価をされたか、こういってございます。水質の確保につきましては、宮川ダムに選択取水設備を設置して、そしてこれの供用を開始したと、そして放流水温の冷水状況が現在改善されておるようになったと、こういう自己評価をしておられます。流量回復につきましては、ルネッサンス委員会、とりわけ水部会の皆さん方に変な努力をしていただいて、最終的な目標が宮川ダム直下2トン、粟生頭首工直下5トンの回復目標をつくっていただきました。そして、その後当面する目標として、ダム直下0.5トン、粟生直下3トンという、当面目標も決めていただいたわけございます。

その後、宮川ダムに河川維持流量の0.5トンは実現をいたしまして、当面する目標の半分は実現をしたわけございます。そして、あと今後の3トンにつきましては、宮川ダムに年間1000万トンを限度として水量を用意して、これに対応できるように調整を進めておると、こういう段階に入ってきており

ます。

この水の問題につきまして、これで了とできるかどうかということではありますが、水質の問題につきましては、今非常にいろんな声が聞こえてきております。それは、この選択取水設備ができて以降、冷水の放流につきましては一定改善がされてその水質の評価がある一方、濁水の改善効果が低いという話を聞いております。でありますので、総じて、ダムの水質の評価はまだまだ悪いために、先ほど住民説明会でもありましたけれども、その水質の悪いダムの水なら流量を増やしてもらおうというわけには簡単に賛成はできないなという住民の声が聞こえてくるわけであります。これは大変重要な指摘でございますので、ひとつ事実であればそのまま放置しておくことはできないわけではありますが、一度、この選択取水設備の放流効果について、県としてどのように実態把握をしておられるのか、そして、その原因究明をしっかりとやっていただき、今後の対応策も考えていただかなければならないと思いますが、まず、その点をお伺いいたしておきたいと、こういうふうに思います。

そして、次に、流量回復でございますが、先ほど申し上げましたように、0.5トンを実現しましたけれども、あとの3トンについて上流ダムにためた1000万トンで対応できるのかどうかということがございます。1000万トン放流してなお足りない場合はどうするんだ、そして、1000万トン放流していく主体はだれが責任を持ってやるのか、その放流操作は具体的にどうするのか、放流設備はどうするのか、農業用水取水との関係はどうなるのか、疑問だらけのこととございまして、明確な説明がございません。

そういう意味では、この1000万トンの新提案は提案として宙づりになったままになるのではないかと、こういうふうに思うんですが、電力会社との交渉がかなり大詰めに来ているのではないかなと、こう思います。基本合意がなされるまでには、こういったことを明確にさせていただく必要があると、こういうふうに思うんです。

せめてこれだけだと思うのは、0.5トンの下流の3トンを、きちっと位置づけて合意に行かねばなりませんし、当然あとの2トン、5トンについての今

後の対応をどうしていくのかという課題についても、譲渡前にやるべきこと、譲渡後やっていくことを整理していく必要もあるのではないですか。

そういう意味で、この流量回復について県がどこまで責任を持って取り組んでいくのか、今一度説明を求めておきたいと思います。

そういう中で、ルネッサンス事業の今後の新しい取組の中で、今後は地域やそして市町を支援していく県の体制に変えると、県は市町と同列の一員になると、こういうような方針で今検討が進められておるようでございますけれども、ルネッサンスのその基本的理念であります水量回復がこういう状況の中で、県が後退するということは簡単に賛成できませんね。

そういう意味で、ルネッサンス事業における、今後県としてどのように責任を持っていくのか、その主体性はどうかといったことについてもお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） まず、宮川ダムの問題で、大台町内3地区で住民説明会、行いました。そのこと、あるいはその後の対応についてお尋ねでございます。

水力発電事業の民間譲渡に関しましては、緊急発電放流、森林環境保全事業と奥伊勢湖環境保全対策の3項目について、中部電力と合意に至っていなかったということから、県の対応方針等について、まず、地元大台町に説明を行ったところでございます。

その上で、住民説明会を6月下旬から大台町領内地区、大杉地区、荻原地区で順次開催をいたしまして、これら3項目についての県の対応方針や宮川の治水対策について説明を行ったところでございます。

この説明会は、まず第1に、緊急発電放流については、事前放流など宮川ダムの治水機能の強化により、平成16年の台風と同規模の出水に対しても、宮川ダムの洪水調整機能は維持され、下流域の安全が確保されると考えておりますことから、譲渡条件とはしないこと、第2に、中部電力と合意に至っておりません森林環境保全事業と、奥伊勢湖環境保全対策につきましては、

譲渡後におきましても、確実に事業の継続が行えるような方策を検討していくこと、こういったことにつきまして地元の方々に説明を行いまして、御理解を得ていくことを目的に開催をしたところでございます。

説明会では、事前放流をしっかりとってほしいという御意見をいただいたところでございます。緊急発電放流を譲渡条件としないということにつきましては、地元の方々の御理解が得られたものと考えております。

また、住民説明会では、宮川の土砂採取の継続、大杉地区の道路整備の推進などについて意見が出されたと聞いておるところでございます。

今後のことですが、これらの意見に対しまして、水力発電の民間譲渡に関する宮川流域関係市町からの御要望とあわせ、関係市町と協議を行った上で、宮川流域振興調整会議において検討をしてみたいと考えております。

それから、宮川流域ルネッサンス事業についてでございますが、私のほうからは、今後の県の主体性や責任のあり方についてどう考えているかということについてお答えしておきたいと思っております。

宮川流域ルネッサンス事業は、基本計画に基づきまして、地域と目的を共有し、事業を推進してきたところでございます。これまでの取組を通しまして、宮川流域ルネッサンス協議会を中心に、住民、企業、行政等、多様な主体が参画する取組が地域に定着をしてきたところでございます。

今後、県といたしましては、多様な主体の一員として、宮川流域ルネッサンス協議会に参画をしまして、地域資源を生かした地域主体の取組の推進を支援してみたいと考えておるところでございます。

一方、地域におきましては、依然として、水や環境の保全、地域振興といった課題が存在をしております、基本計画終了後も県として広域的な観点から取り組む必要があるものと認識をいたしておるところでございます。

したがって、今後も引き続き県庁内に宮川流域ルネッサンスの取組推進に向けました連絡調整会議を設置いたしまして、関係部局が連携を図り、総合的に課題に対応していくということで、県の責任を果たしていきたいと考えておるところでございます。

残余につきましては、担当部長のほうからお答えを申し上げます。

議長（三谷哲央） 簡潔に要領よくお願いします。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 私のほうからは、水力発電譲渡に係る地域貢献課題について、農業用水の取水と、それから流量回復について答えさせていただきます。

農業用水の取水につきましては、21年3月に結びました三重県とそれから企業庁、そして中部電力と結びました三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書の中で、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づき、現在企業庁が行っている運用を継続するという形で確認をしておりますし、この部分については、確実にやっていくつもりでございます。そしてまた、この部分が果たされていないというか、この部分についての継続についての部分については、譲渡後においても県のほうでチェックをしていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点、流量回復の件でございますが、こちらにつきましては、先ほどございましたように、直下で0.5立方メートル、粟生頭首工直下で毎秒3.0立方メートルという形の部分となっております。今、それについての運用ルールについて、具体的な協議を行っておりまして、この部分についてもきっちりと、譲渡までに明確な形でやっていきたいというふうに考えております。

将来のさらなる流量回復という部分、これは当然大切なことでございますし、この部分につきましては、県庁の中でも、副知事を座長にしまして、9人の部長級等の職員で構成します、宮川流域振興調整会議というものを立てておりまして、その中で、協議、調整を行って行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 放流水の水質改善の取組について御答弁申し上げ

げます。

以前ダムでは、維持流量、かんがい流量の放流口というのが、ダムの一番底から取っておりました。ダム湖では水深が深いほど水温が低く、また洪水の後の濁りが残りやすいということで、選択取水設備というのをつくりました。これは、水深の上から下まで26メートルの範囲で、どこでも水が選択できると、取ることができる設備でございまして、この効果としましては、設置前と比べまして、放流水の年平均の水温が5度上がりました。また、濁りにつきましては、19年7月の発生した洪水を対象に検証を行いましたところ、平常時における放流水の濁りの度合というのは濁度で5度でございます。その5度に回復するまでの日数ですが、選択取水設備設置前には約45日かかっておりましたのが、これが、設置後では、約25日に一応短縮できたということで、一定の効果はあると考えております。

今後も選択取水設備の適切な管理運用に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔47番 西場信行議員登壇〕

47番（西場信行） それぞれお答えをいただきました。ありがとうございます。

政策部長のほうから、県庁内の調整会議の中で流量回復にしっかり取り組んでいくと、特に懸案の最終、次なる2トン、5トンの目標につきましても、その中で、しっかり検討して進めていきたいという御回答をいただいて、この点は了としておきたいと思えます。

しかし、譲渡までにどこまでやるか、譲渡後何をやるかということについて、もう少ししっかりとしたスタンスをつくっていただきたいと思えます。

私は、この流量回復について、これにかかわったルネッサンスの水部会の部会長をやっておられました三重大学の木本先生にお会いをさせていただきました。お話を聞くと、県の流量回復の進め方について、大変強い不満、そして疑念を持っておられるようであります。これは、私は非常にびっくりした

のでありますけれども、そういった、水部会で一番中心でおられた方々に対してきちっとした説明がなされていないと、こういう状況のように思います。

今回の発電事業の譲渡は、流量回復プログラムに重大な影響を与えると、こういうように言っておられますし、そして、県が今まで進めてきたこのやり方は、本来のルネッサンス理念を放棄する無責任な行為になるのではないかと、こういう指摘もございます。

そのルネッサンスの部会の皆さん方は、県の要請を受けて、そして、先ほどお話がありました流量回復と水質改善のための第1歩としての、この選択取水設備をまずつくると。これができた暁には、三浦に対する流域外放流されております発電放流の一部を、本流にもどすということについて調査研究をなされたんですね。もし、その量によって湾内の影響がどうようになるかということについて、大変心を砕いて調査をされたようであります。そういう中で、地元へも出向かれまして、そして漁協の役員の方々ともいろいろ打ち合わせ、協議もなされた。三浦漁協にしてみれば、この流量回復プログラムが出てくるのに、事前の十分な相談もなしに始まったという大変強い不信、不満を持っておられたようでございますけれども、この水部会の先生方の交渉の中で、その流量の回復につきまして、今後話し合いのテーブルに着いてもよいと、こういう段階まで進めていただいて、この流量回復に対する調整、推進が水部会中心に行われておったわけであります。時期を同じくして、ここに電力会社への移譲問題が出てきたと。こういう中で、我々の努力は一体何だったのかということに対する強い不満、思いがあるわけでございます。

ということから、今後調整会議でやられるということではありますが、ぜひとも流量回復に対するプロジェクト、こういうものを再度立ち上げていただきたい。その中で、かつてルネッサンス事業で関係された水部会の皆さん方を入れるということ、ひとつ検討していただきたい。当面、少なくとももやっていたかなくてはならないのは、このルネッサンス事業にかかわった皆さん方に、この譲渡がこういうように始まって、今こういうように進んで

おるといふ説明をまず、きちっとした公式の会議を再開して、そしてそこで説明するといふことがまず基本じゃないかと、こういうふうに思うんです。このことを、再度要請いたしますが、御回答を簡単にお願ひします。

政策部長（小林清人） 流量回復につきましては、先ほど申し上げましたように、流域振興調整会議という部分でやっていきたいと考えておりますが、その中で、当然のことながら、関係者でありますとか、それから有識者の方々とか、そういう人々とも調整していきたいと思っております。

それで、先ほどおっしゃられましたルネッサンス事業の人たちへのこの発電譲渡の説明につきましては、そのような形で説明を果たしていきたいといふふうに考えております。

以上でございます。

〔47番 西場信行議員登壇〕

47番（西場信行） 時間がなくなりましたので、終結をさせていただきたいと、こう思うんですが、残念ながら、あとの二つの課題が残りました。

地域づくりを推進していく中で、市町との調整に当たる県民センターの役割は大変大きいと思います。この機能強化をぜひ進めていただきたい。それから、竹林整備の問題が大きく地域に浮上してきておりますので、これに対する取組をぜひとも新規事業として御検討いただきたいし、美し国づくりのテーマプロジェクトとしての取組も連携していただければありがたいと、こういうようなことで、これは御要望申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 12番 後藤健一議員。

〔12番 後藤健一議員登壇・拍手〕

12番（後藤健一） 皆さん、おはようございます。松阪市選出、新政みえの後藤健一でございます。議長のお許しをいただきました。一般の質問の機会を与えていただきましたことにお礼申し上げる次第でございます。県民の皆様とともに歩みつくる県政の実現を目指し、県民の皆様にかわりまして、一般質問に当たらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきたいと思います。

一つ目の柱といたしまして、行き届いた教育の実現に向けて、ここにかかりまして2点、私の考えを述べ、質問をさせていただきたいと思います。

まず、少人数教育の推進についてお伺いいたします。

野呂県政が始まって、今2期目、しかも最終年の半ばを過ぎようとしております。三重の教育の中でも、国に先駆けて取り組まれている少人数教育、そしてまた三重少人数学級とも言われておりますけれども、野呂県政1年目からこの少人数学級が始まっております。

そこで、これまでの少人数教育について、野呂県政の中での総括、そしてまた残された課題につきまして、これからの見通しについて、三重少人数学級のことも含めまして、知事の御所見を伺いたいと考えております。

私はこの3年半近く、松阪市が中心でございますけれども、学校、園の現場を訪れました。しっかりと数えてはおりませんけれども、その回数は恐らく100回を超えているのではないかなというふうに思っているところでございます。小・中・高そして幼稚園、それぞれの現場の教職員をはじめ、またそれぞれの現場には様々な職種の方が働いてみえます、そういった方から現場の課題を聞かせていただきました。中でも、やはり多いのが、人手が足りないということでございます。何とか人を増やしてほしい、いわゆる人的配置を求める声ばかりであったと思います。

そこで、その人的配置の中でも特に要望の大きい少人数教育、そしてまた、三重少人数学級について、今質問させていただいているところでございます。

去る9月15日に、三重の教育の目指すべき姿と、その施策の方向性を示す次期教育振興ビジョン（仮称）中間案が示されました。来年から今後10年先を見据えた5年間の計画ということでございますけれども、その中を読ませていただきますと、個々に応じたきめ細かな指導を充実するために、少人数教育を引き続き推進すると書かれております。三重の教育、その大きな柱であります少人数教育でございます。中でも、何度も申し上げますが、三重少人数学級とも言われております小学校1年生、2年生の30人、中学校1年生

の35人、今実施されております。下限25という制約がございます。不十分ではありますが、子どもたちはもちろん保護者、地域の皆さんはじめ現場の教員にとっても大変ありがたいことでございます。

その学年進行が始まったのが、平成でいいますと15年、これが1年生でございます。それで、16年に2年、小学校2年でございます。そして、平成17年に中学校1年生35人というふうに進進してまいりました。18年には中学校での弾力的運用もされているわけですが、ここで学年進行がとまっているというのが現実でございます。

その平成15年と言えば、先ほど申し上げましたように、野呂知事誕生の年でありまして、私は、三重の少人数教育、三重の少人数学級はまさに野呂知事とともに歩んできたのではないかなというふうに思っております。知事の三重の教育に対する深い御理解の賜物と県民が感謝しているわけでありまして、

本年度も限られた財源の中でございますが、少人数教育の充実に向けて、14億2199万円余りが充当されておまして、定数としても9人増え230人、また非常勤265人という数の配置をさせていただいております。これまで取り組まれてきた三重の少人数教育、そしてまた、少人数学級のことも含めて、知事の総括や課題、そして、今後の展望につきまして、御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 教育に関しましては、子どもたち一人ひとりの成長を支えていくための環境を整えていくということが、県の最重要課題の一つであると考えておまして、このため、県民しあわせプラン第二次戦略計画におきましても、三重の人づくりを重点事業に位置づけて取り組んでおるところでございます。

その中で、御指摘の少人数教育についてでございますが、三重県としてはこれを先進的に取組を進めてきたところでございます。現在、小学校1、2年生での30人学級、中学校1年生での35人学級が実現しております。さらに他の学年、学級におきましても、少人数授業等の充実を図るための対応を

行っておるところでございます。

こうした取組によりまして、各学校では、子どもたち一人ひとりに目が行き届くようになりまして、個々の状況に応じた指導ができるようになったなどの報告を聞いておるところでございます。こういった面で、少人数教育は大変効果的であると考えております。一方で、少人数学級については、他の学年への拡大や、下限25人の廃止などの制度見直しに関する意見も聞いておるところでございます。

これまで、国の制度に県独自の対応を加えて少人数教育を推進してまいりました。今般策定をされました国の教職員定数改善計画、まだ案でございますが、これを見ますと、将来的には、小学校1、2年生での30人学級や、中学校1年生での35人学級も取り組もうとするものでございます。これは、これまで本県が進めてまいりました取組と軌を一にするというものでございます。今後こういった国の具体的な動向、これを見きわめながら、児童・生徒のための教育という視点で学校教育の充実に努めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

〔12番 後藤健一議員登壇〕

12番（後藤健一） 知事のほうからは、国の具体的な方向を見きわめ、三重の少人数学級の進行については考えていくというような答弁ではなかったかというふうに思うわけです。三重の少人数教育、そして、少人数学級、非常に大事なことであるし、国の動向を待ってということでございますが、さらにそのあたりのことに係りまして、教育長のほうに質問をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

この9月7日でございますけれども、経済協力開発機構、OECDが加盟各国の国内総生産、GDPでございますけれども、それに占める公的な教育支出の割合、ちょっと古く2007年度ということでございますけれども、発表されております。日本は相変わらずといいますが、3.3%で最下位と、28カ国中最下位の教育費ということでございます。予想どおり北欧諸国、アイスランド、デンマーク、スウェーデンが上位を占めております。また、1学級の

数でも、これ、2008年度ということでございますが、小学校では28人で3番目に多い、中学校では33人と2番目に多いという数字となっております。

私は、教育にお金をかけてこなかった日本が、世界の中でどのような国になってきたのか、今の姿が物語っているのではないかと考えております。日本という国が、世界の中で生き残れるかどうか、大げさな意味でなく、私はこれからの教育にかかっているのではないかと考えているわけです。教育こそ日本を救う、教育立国にすることが、結果として日本という国を経済的にも精神的にも豊かな国として栄えさせることができると信ずるものであります。

昨年政権が民主党にかわり、教育政策にも高校の授業料無償化にも大きな変化がございました。様々な批判もありましたが、民主党にかわったからできたことだと思っております。また、今年の7月12日には、小・中35人学級の引き下げを39年ぶりに中央教育審議会が提案しております。それを受けて、文部科学省が8月27日、先ほど知事もおっしゃいましたが、定数改善計画を公表しております。まとめますと、来年から6年間で小・中40人学級を35人にすると、さらに2年かけて小学校1、2年生を30人にするという計画でございます。この8年間で、少人数学級等で5万1800人の改善計画ということでございます。高校のほうは、平成で言いますと23年から27年の5カ年で2600人の改善ということでございます。

文部科学省は既に、来年度の概算要求として、8300人の改善を含め、もろもろ1兆6000億余りの要求をしております。こうした動きの中で、国の35人学級が実施された場合、現場の教職員の皆さんは、三重の少人数学級が一体どうなっていくのか、知事のほうは、国の動向を見ながらということでございますが、こんなことはないと思いますけれども、今小学校1、2年生の30人が国では35人ということでございます。それが後退するということは、私はないというふうに思っておりますが、そういう不安も一抹ございます。そしてまた、下限25というのが三重の少人数学級において制約があるわけですが、今度の定数改善、国のほうではそれがございません。書かれてお

りません。ひょっとすると、取れるのではないか、そんなことはないでしょうというのが現場の気持ちでございます。

したがって、国のほうが、小学校1、2年生を来年度35人にするということですから、今まで、三重県は独自に小学校1年生30人でやっていただいた、中学校1年生35人でやっていただいた、したがって、現場としては、さらに小学校では3年、4年と、あるいは中学校では2年という進行を期待する声もあるわけです。もちろん大変難しいというふうに思っておりますけれども、そういった現場のあるいは県民の期待にどうこたえていただけるのか、踏み込んだ教育長の答弁も期待したいわけですが、先ほどの知事の答弁が頭の上に乗っかっているかわかりませんが、ぜひお願いしたいわけでございます。

三重の少人数教育、特に少人数学級について、国の実施計画とかかわりまして、どのように進めていこうとされるのか、その展望について、御答弁、お願いしたいと思います。

教育長（向井正治） 30人学級をはじめといたします少人数教育につきましては、児童・生徒一人ひとりに応じましたきめ細かな教育を推進する上で、非常に重要であると認識しております。

このため、これまでにも段階的に少人数教育を進めてきたところでございます。これらの取組には多くの教員定数が必要なわけでございます。国が定めます教員定数の範囲内で、都道府県が自主的にその配置を決めるようなことができるような総額裁量制のもとで、現場の様々な課題に応じまして、教員定数を増加させる国のいわゆる加配定数の活用を図っております。これに加えまして、議員からも御紹介がございましたように県独自の配置を年々拡充してまいりました。これには、相当の財政負担を伴うために、国に対しましても、学級編成の標準そのものの引き下げを強く要望してきたところでございます。

こうした中で、今般国において新たな教職員定数改善計画案が作成されまして、来年度の概算要求では、小学校1、2年生での35人学級の実現に必要

な教職員定数の改善要求がなされているところでございます。

教育委員会といたしましては、まずはその実現とともに、本県の少人数教育に不可欠な国の加配定数の継続についても、さらに重ねて要望していきたいと考えております。

今後、この国の定数改善計画案と、現行の加配定数との状況を見きわめつつ、本県のこれまでの取組とうまく連動させまして、全体としての少人数教育の推進に努めていきたいと、かように考えております。

〔12番 後藤健一議員登壇〕

12番（後藤健一） やはり、国のほうが決まったわけではないといいますが、国の定数改善計画が実施されたらという状況の中での答弁であったかなというふうに思っております。これまでの取組、三重独自の取組と県の定数改善計画を連動させてというようなことだったかというふうに思っておりますけれども、子どもたち、県民をはじめ、この三重独自の少人数学級の取組、やはり期待している部分が非常に大きいわけございまして、何とか少しでも、国の状況を待ってという知事の御答弁もございましたが、しっかりと1歩踏み込んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まさに、このことは三重の子どもたち一人ひとりの健やかな成長と、それぞれの夢が実現できるようにと私も願っているところでございます。

二つ目の質問に移ります。

二つ目は、理不尽な要求をする保護者の対応ということでございます。

学校現場を訪れる中で、特に中学校を中心にこんな訴えがなされます。保護者の理不尽な要求に対する対応で、精神的にも肉体的にもそしてまた物理的にももう限界に来ている、何とかならないのかということでございます。生徒指導上生じたトラブルで、学校側や相手の生徒や保護者への謝罪、あるいはまた慰謝料などを要求してくる例が後を絶たないということでございます。もちろん学校側としても、担任、あるいは生徒指導等、管理職を含めてチームを組んで対応しているわけでございますけれども、もう限界に来てい

るというわけでございます。

例えば、誠心誠意、保護者と話し合いを続けていますが、どんどんどんどん進んでいくと、示談書を教員の側で書いたり、覚書まで書かなければならない、そういったところまで進んでいくわけでございます。被害者の保護者が学校に対する要求と加害生徒に対する要求をする。病院代と病院までのタクシー代を学校側を通じて要求し、被害者のそれに応じて、40万円ほど支払った。毎日学校に来て、校長室にどなり込んでくる。学校では、2カ月間ほぼ毎日放課後から夜遅くまで生徒指導をし、帰宅する平均時間は夜の11時。保護者はいじめと決めつけ、かかわった生徒全員から慰謝料を取ると要求する。加害者側が拒否して、裁判、調停となる。夏休み中も校長、担任、生徒指導担当で家庭訪問を繰り返し、生徒同士が裁判で争うことのないように努力した。この件で膨大な時間を費やすとともに、保護者の浴びせられるその言葉によって教師が精神的に追い詰められ、働く気力もなくなり、教育活動に支障を来す、そういう日が何日も出てきた。これは、ある中学校で実際にあった事例でございます。このような例は、小学校でも起こっており、担任が大変厳しい状況に追い込まれた例があると、私、聞いているわけでございます。

このような対応に教員が追われるわけで、何とかそうなる前にまさに最後のとりででも言いますか、いわゆる学校問題解決支援チームといった機関が必要ではないかと思うわけです。その学校現場の後ろに解決支援チームがあるのとないのとは、現場教員の精神的な負担に大変大きな差が出てくるのではないのでしょうか。とことん子どもたち、そしてまた、保護者と向き合ってかかわっていくことが大事です。しかし、それでもどうにもならない、安易にそういう機関に頼るといいうのも問題があるかと思いますが、とことん向き合って、かかわって、それでもどうにもならない場合には、私はあえてそういう機関が要るのかなというふうに思うわけでございます。

次期教育振興ビジョン(仮称)の中でも、学校だけでは対応が困難な場合、速やかに関係機関への支援を要請し、関係機関と連携して総力で問題解決に

当たります。困難事例に対応するための支援チームを設置すること等も検討していきます。また、教員の精神的な負担の軽減として、困難事案に対して教員が個人的に問題を抱え込むのではなく、チームやグループで知恵を出し、組織的に対応する仕組みの構築を図る、また、理不尽な要求もあり、学校に対する法律相談的な支援を行うと書かれております。

国のほうでも、平成19年の教育再生会議の中で、今後5年間で、すべての都道府県、市町村教育委員会に、学校問題解決支援チーム設置を目指すという報告をしております。

それを受けまして、平成で言いますと20年度に、学校問題解決支援事業というのを国が立ち上げております。このような動きの中で、長崎、東京、京都などで既に設置されております。県立学校や市町村教育委員会からの相談を受け、専門的に指導助言、そして必要に応じて現場に出向くというものでございます。

三重県でも、鈴鹿市教育委員会が学校問題解決支援チーム、(冊子を示す)こういった冊子もつくられておりますけれども、つくっているわけでございます。私も、過日、鈴鹿市の教育委員会に出向きまして、水井教育長以下担当の方と話を聞かせていただいたところでございます。鈴鹿市のほうでは、支援委員会とプロジェクト会議というもので構成され、支援委員会には警察官OBをチームディレクターとして設置しております。精神科医、家庭裁判所調査官をしていた大学教授、また一般企業の関係者が専門員でございます。また、教育委員会の各課長で構成するプロジェクト会議、この会議もチームディレクターがうまくつなげていることで、かみ合い、しっかりと機能しているなというふうにとらえさせていただきました。

そこで、教育委員会として、この現場の厳しい実態をどのようにとらえ、また、どのように学校現場を支援していこうと考えてみえるのか、さらには、市町教育委員会に対してどのように指導、支援をしていこうとしているのか、教育長にお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 近年、学校に対しまして、保護者や地域住民から様々な意見や要求は多く寄せられるようになってきています。これらの中には、理不尽と思われるような要求もございまして、教職員の精神的な負担となっておりまして、学校の活動に支障を来すケースもあることは承知しております。

教育委員会といたしましては、学校だけでは対応が困難な場合におきましては、事案に応じまして専門的な職員を派遣してまいっております。具体的には、警察OB等の生徒指導特別指導員や、福祉制度について専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーなどを継続的に派遣いたしまして、支援、助言を行っております。

また、各学校の生徒指導担当者を対象といたしまして、保護者への適切な対応についての実践的な講習会等も行っております。

今後は、学校や市町等教育委員会、関係機関と連携を密にしながら、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等を含めたチームによるサポート体制についても検討を進めてまいりたいと思っております。

また、日ごろから児童・生徒や保護者の思いを受けとめることのできる教育相談体制を整えるために、講習会等の充実にも努めてまいります。

以上でございます。

〔12番 後藤健一議員登壇〕

12番（後藤健一） なかなか踏み込んだ答えはいただけなかったかなというふうに思っているところでございます。確かに、県のほうでも生徒指導特別指導員、あるいはスクールソーシャルワーカーという形で取り組まれていることは、私も承知しておりますが、スクールソーシャルワーカーでございますけど、県下で何人配置されているか、皆さん御存じですか。4人です。これがまさに県の教育委員会の姿勢ではないかなと、今も思うわけでございます。そういったことで、現場が本当にあよかったなと、これで安心できるという状況には、私は到底ならないというふうに思うわけです。

もう答弁は求めませんが、今のようなことでは、なかなか現場の中学校、大変な状況の中で、困難な状況の中で、日々取り組んでおりますけれど

も、なかなか納得できないのではないかなということをし添えて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

二つ目の大きな柱として、活力と潤いのある地域づくりに向けて、そのことにかかわりまして、質問をさせていただきます。

「新道路整備戦略～地域の新たな絆づくり～」について、その進捗状況なり、今後の見直しも含めて、今後の展望なりについて質問したいと思います。また、副題にありますように、本当に地域の新たな絆づくりになっているのかも議論したいと思います。

新道路整備戦略、これは平成で言いますと15年10月に今後15年間の実施計画として策定されております。それに基づいて、今県管理の国道、県道の道路整備が進められていると認識しております。道路整備は、県民の生活を支える社会基盤であるインフラ整備の重要なものでございます。三重県の道路整備水準は、策定当時全国第39位であります。この数字は7年後の今でも変わらない、相変わらずに全国第39位ということでございます。他の都道府県と同じように整備を進めていけば、いつまでたっても変わらないというのは当然であります。この数字の推移で判断しますと、本当に三重県は道路整備をやってくれるのかと、進める気があるのかというふうに思わざるを得ません。

この新道路整備戦略によりますと、県の管理する道路についての整備の必要性を評価し、重点的、効率的投資をし、県民生活を支えるネットワークを形成する、それが目的だと書かれております。まさに地域のきずなづくりのために、道路整備ということでございます。今、この計画ができて、7年が経過し、ちょうど半分、2分の1が経過したということでございます。折り返し点だと思います。状況はどうなっているかということなんですが、このパネルを見ていただきたいと思います。(パネルを示す)今年度当初でございますけれども、前期完成の82カ所の内68カ所が完成、13カ所が継続、そして1カ所については本年度予算がない、いわゆる休止状態でございます。それから、事業継続の62カ所については、既に11カ所が完成、そして46カ所が継

続、そして、予算配分がなく工事がとまっているというのが、これが5カ所ございます。

このような状況の中で、県民生活を支えるネットワークづくり、あるいはまた地域の新たなきずなづくりが本当に進められているのか、当局の考えを聞かせていただきたいというふうに思うわけでございます。過日、岩田議員が代表質問の中でも新道路整備戦略の見直し作業というようなことも質問されてみえました。そういった見直しについても聞かせていただきたいと思います。また、予算があれば幾らでもできる、そのとおりなんですけれども、そういった答弁にならないように、要望しておきたいというふうに思います。

続いて、このパネルを、写真ですが、見ていただきたいと思います。(パネルを示す)これは、過日地元新聞にも載りました国道42号線松阪多気バイパス、総延長11.9キロの整備事業のうち、工事中断箇所の写真でございます。1987年、昭和で言うと62年にこの事業着手がなされておりまして、既に23年が経過し、8割の進捗状況で一部供用も開始されておりまして、この写真のように、JR紀勢線の跨線橋の工事が6年前から中断したままであります。踏切を残すか残さないかで、JR側と調整がつかないというようなことでございます。地元とさらに話し合いを続け、地下道にするのかなど対応しているということでもございました。

実は、この工事は今年度約2億5000万が計上されておりまして、これまでに370億円もの税金が投入されておりまして、もちろん国直轄事業でございますので、県のほうで3分の1、123億円余り負担されているということでもあります。すべてつぎ込んだ税金が無駄だとは私も言いませんが、この工事は今年度も予算がついて継続され、地元との話し合いも引き続いてなされています。しかし、先ほど新道路整備戦略の中で、前期完成、継続も含めて144カ所の工事、そのうち6カ所が予算もつけられず休止状態にある。このことに私はいささかちょっと疑問を持つわけでございます。

次に、このパネルを見ていただきたいと思います。(パネルを示す)これは、今年度予算措置がなされていない6カ所の状況を示したものです。伊賀で1

カ所、四日市で2カ所、松阪で2カ所、鳥羽で1カ所であります。既に、34億8000万余りが投入されております。一部供用もされておりますが、このまま放っておいていいのか、そうしてしまえば、投入した税金が生きてこないのではないかというふうに思うわけでございます。用地買収等、様々な難しい状況があるわけでございますけれども、予算もつけず休止ということは、この道路整備について県はあきらめるということなんでしょうか。そうなりますと、当初の目的であるネットワーク、新たなきずなづくり、そういった目的は飛んでしまいます。

この次の写真を見ていただきたいと思いますが、(パネルを示す)これは、松阪市内の休止箇所の写真でございます。松阪市内、宝塚の古墳公園を見ようと思つと、インターをおりて、この行きどまりのような三差路に突き当たってしまうわけでございます。ここで、工事が中止をし、予算がついていないという状況でございます。

そして、三差路を二度、三度、右折、左折を繰り返しながら、もう一枚の写真、これでございますが、(パネルを示す)これは本来ならば真つづくに橋をかけていただいて、通ずる道であります。これは三重高通りのほうから見た三差路の様子でございますけれども、実際つながっていない、工事が終わっていれば、一直線で一本の道となって古墳公園に到達するというところでございまして、県のマスタープランの中にも、この松阪都市計画区域の中で、この松阪城周辺とともに、宝塚古墳公園への地域づくりアクセス向上の促進というのが、マスタープランにも書かれております。もしも、この工事がそのまま中断されたままですと、マスタープランがプランのままでは終わるといふことにもなってしまいます。

この工事の用地買収に協力された方からは、せっかく市民、県民の皆さんの利便性や地域のつながり、発展を優先して、先祖代々守り続けてきた田畑の買収に応じたのだがという気持ちでございます。一体何のために用地買収に応じたのかわからない、いつまでたっても完成しない道路を毎日見ているのはつらいということでございます。

このように、想定外のことで工事を中止しなければならないということですが、その途中まで供用できたからいいのかというと、県のほうがどういう判断をされるのかそのことも含めて、県民の納得する答弁を部長にお願いしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） まず、道路整備戦略の件でございますが、現在、今年度見直し中でございます。今の事業予算規模でいきますと、今までの計画ではなかなか苦しいのかなと。ただし、要望、たくさんございます。それでどういうふうにこたえていくかということで、1.5車線とか、待避所とか柔軟な対応も交えやっていきたい。当然、継続箇所については、それなりの対応というか、必要だと思っております。

続きまして、整備戦略のこれまでの取組、成果でございますが、着手予定箇所のところも、ちょっと着手したところもありますので、先生のおっしゃったのはちょっと数字が違うところがございます。実は、これまで重点整備箇所の243のうち199に取り組みまして、21年度末で84カ所完成しております。また、今年度は全県で109カ所の道路整備に取り組んでいるところでございます。これらの箇所につきましては、市や町、また地域住民の要望を受けまして、重要度とか優先度を考慮し、整備が必要ということで事業着手しているところでございますが、残念ながら、事業に着手したものの一部の用地買収が困難、あるいは地元関係者の御理解を得られないということで休止している箇所が6カ所ございます。こうした箇所の事業を進めるためには、地元市町の協力を得ながら、地域住民の方々の御理解、御協力をいただき、また、用地の確保ということに取り組みまして、事業効果が早期に発現できるよう努めてまいりたいと思っております。

当然、この整備が必要ということで事業着手したところでございますので、こういったところが調べ、また整備をしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

〔12番 後藤健一議員登壇〕

12番（後藤健一） 様々な条件でとまっているというのは私も理解をしているところでございます。

ただ、部長のほうから、状況が調べばやりますよということではなかったかというふうに思っておりますけれども、これで、予算づけがなされていない工事箇所、それぞれが永久にとまってしまうと、何ら展望もないというようなことでは、全く地元の皆さん方は納得できないことございまして、今大変難しい困難な状況にあってとまっているということは私もわかりますけれども、しっかりと進めていくという決意だけは、県当局に持っていただきたい、そのことを訴えて、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

それでは、三つ目の柱でございます、安全・安心に暮らせる社会の実現に向けてということにかかわりまして、今この議会の上程されております議案第5号三重県暴力団排除条例案について、質問させていただきたいと思っております。

暴力団という言葉から、何を連想するのか、どういう言葉を連想するのかということですが、やくざだとか、ピストルだとか、麻薬だとか、入れ墨だとか賭博だとか、そういったものが私も出てくるわけでございます。ほとんど県民の皆さんは、テレビや新聞や映画のメディアから入ってくる情報だと思います。ふだんの生活からは想像もできないほどわからない、わかりにくい世界だと思っております。余り大きい声ではしゃべれない、かかわりたくないというイメージでございます。そして、不安感や恐怖心を抱くのは私だけでしょうか。

私は松阪市の旧市街地に生まれ育ち、今も同じところで生活をしております。かつて、生徒の通学路沿いに組の事務所があったり、また、発砲事件があったりしたことを記憶しております。また、県下有数の歓楽街愛宕町がございまして、何軒かのお店に同じような瀬戸物の置物が置いてあり、ひょっとするとこれがみかじめ料のかわりかと思ったこともございます。また、ある飲食店に大きな車がよくとまるようになったなと思っていたら、突然店が閉

まっております。聞きますと、ばくちをして夜逃げをしたと、こんな話を聞くわけであります。空き店舗に新しい入居者が入り事務所ができる、これは普通によくある話でございます。しかし、一たび組の事務所だとわかると地域住民の日常生活は一転してしまいます。毎日毎日が不安に駆られることになってしまいます。

この条例は、文字どおり暴力団排除であります。しかし、大事なことは、この条例が県民の不安をあおるものではなく、まさに県民の不安を一掃し、県民に安全・安心な暮らしを保障し、県民を護るための条例でなくてはならないということだと思っております。

そのために、あえてこの条例案につきまして、そういったところを明らかにするために、一般質問に取り上げさせていただいたわけでございます。この条例案が今議会で可決されますと、来年4月1日から施行となるわけでございます。その第1条には、県民の安全で平穏な生活を保障し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とすると書かれています。そこで、改めて、この条例のねらいがどこにあるのかお尋ねしたいと思います。ふだん、答弁の機会の余りない公安委員会委員長の御所見をお伺いするわけでございます。言うまでもなく、公安委員会は三重県警察を管理するために設置されている行政委員会ということであります。そういった立場からしっかりとした御答弁をお願いしたいと思います。

〔谷川憲三公安委員会委員長登壇〕

公安委員会委員長（谷川憲三） 御質問の三重県暴力団排除条例のねらいについて公安委員会を代表いたしまして、お答え申し上げます。

県民の安全で平穏な生活を確保することや、本県の社会経済活動を健全に発展させるためには、暴力団による不当な影響を防止することが必要であり、そのためには、暴力団の存在自体を容認しない三重県にする必要があると思います。暴力団の壊滅、弱体化を図るため、これまで警察といたしましては、暴力団の取り締まりのほか、関係機関、団体と連携を図り各種暴力団排除対策を講じてきたところでありますが、暴力団の現状を見ますと、これまでの

対策では十分ではなく、今後は社会が一体となって、暴力団を孤立化させるための対策をとることが必要であります。

このため、本条例案では、これまでの警察対暴力団という構図を、社会対暴力団という構図への転換を図り、また、暴力団の活動を支えている人と金の遮断に着目した対策を講じているところであります。

本条例の施行により、こうした対策を本県に定着させ、暴力団にノーと言える三重県を構築し、暴力団を孤立化させ、壊滅、弱体化を図っていきたくと考えております。

公安委員会としましては、本条例が広く県民に浸透し、また、適正に運営されることによって、大きな効果が得られることを期待しているところでございます。

〔12番 後藤健一議員登壇〕

12番（後藤健一） ありがとうございます。警察対暴力団から社会対暴力団という構図にするということでございます。そしてまた、暴力団にノーと言える三重という力強い御答弁をいただいたわけで、私も大いにこの条例が機能していくことを願うわけでございます。

次に、この条例の幾つかの項目に係りまして、県警本部長にお伺いしたいわけでございます。

国の暴力団対策法で規定しております指定暴力団、平成で言いますと21年でございますけど、全国で22団体 8万900人、三重県では今年の6月段階で37団体1050人、構成員460人、準構成員590人となっております。この数字が年々減少してきているようでございます。また、検挙人数は、平成で言いますと21年、全国で2万6503人、そのうち三重県では246人ということでございます。多い順に申し上げますと、ほとんど差はないわけでございますけれども、いわゆる薬物、麻薬、覚せい剤、それから賭博、傷害、窃盗、詐欺、こういったものが上位を占めておりまして、合わせて70%、7割を占めているわけでございます。そしてまた、発砲事件については、ここ10年間で、三重県内、10件発生しており、そのうち4件に暴力団がかかわっているということでご

ざいます。

このような状況の中で、三重県だけでなく全国各県でこういった暴力団排除についての動きが高まっていると伺っております。そういった他の都道府県の条例制定の状況、そしてまた、今後の動向、そしてまた、既に制定された他県の条例と比較したときに、三重県の条例の特徴はどこにあるのかなども伺いたいと思います。

本条例では、特に県と県民、そして業者の三者が連携して暴力団排除を推進するとしております。それぞれの責務が問われております。まさに県全体、社会全体で、暴力団を排除しようとする条例でございます。先ほどの言葉を借りれば、暴力団にノーと言える強い三重をつくろうということでございます。

これまで、その対策として、私たちは警察に任せておけばよいと、県民の知るところではない、別の世界の話だ、そんな怖い話にはかかわりたくないというのが、県民の認識ではなかったかと思っております。第5条に、県民や業者は情報を提供するというふうに書かれております。県民は、県の暴力団排除に関する施策に幾らでも協力したい、また、自分たちで行動も起こしていきたいと思っております。しかし、その後のいわゆる嫌がらせ、不当な要求、俗に言うお礼参りと言うのでしょうか、そういったことがなされるのではないかと、そういう不安におびえながらの生活を強いられるのではないかと考えてしまう県民も多いのではないかと思うわけです。

本条例では、第4条で、県民、事業者、関係行政機関、関係団体の安全確保に配慮すると書かれておりますが、本当に県民や事業者を守ってくれるのかどうかであります。協力したいのは山々だが後が怖いという県民の不安感について、どのように考えてみえるのか、また、この不安感を一掃するために具体的にどのような手だてを考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

このことがなくならない限り、この条例が生きてこない、絵にかいたもちに終わってしまうのではないかと心配するわけですが、当局の考えを聞かせていただきたいと思います。

〔河合 潔警察本部長登壇〕

警察本部長（河合 潔） お答えいたします。

まず、全国の条例の制定状況でございます。本日現在、8府県で制定されておりまして、既に佐賀県、福岡県、長崎県、鹿児島県、愛媛県の5県でございます。議会で可決制定されてございますのは、京都府、大分県、茨城県の3府県でございます、この3府県とも平成23年4月1日の施行が予定されているところでございます。これ以外の都道府県警察におきましても、来年4月1日、あるいはそれに近い時期での施行に向けて取り組み中であるというふうに承知してございます。

次に、本県条例案の特徴でございます。

暴力団の資金源対策と青少年の健全育成ということを二つの大きな柱といたしてございます。とりわけ本県が観光立県でございます。それを踏まえまして、県民はもとより本県への来訪者が、暴力団のいない安全で安心して楽しめるまちということを実感していただけますよう、一つは飲食店、風俗営業店等が暴力団からの不等要求を拒否するための支援対策、それから旅館、ホテル等からの暴力団の排除対策というものを講じることとしております。あわせて、青少年の健全育成という観点も含めまして、全国に先駆けて青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止ということを規定するというのが大きな特色となっております。

続きまして、県民の不安感の払拭という観点からの対応についてお答え申し上げます。

暴力団による危害の防止でございますが、これはまさに警察の責務そのものでございます。御指摘ございましたように、暴力団排除に取り組んでいただいた県民、あるいは暴力団にノーと言った県民が、暴力団から危害を加えられるということは、社会対暴力団という構図を構築していく中で、本当にあってはならないというふうに考えます。

このため、本条例案におきましては、第14条におきまして、県民、事業者の保護に関する規定というものを設けているところでございます。

具体的なことでございますが、こうした県民が危害を加えられるような状況があるというような事案を認知したというときには、速やかに事件化を図り、検挙するなどして暴力団の動きを封圧するとともに、保護対象者の直近または周辺に警察官を配置したり、住民への立ち寄り警戒、勤務先、行き先地等における警戒などのほか、緊急通報装置や監視カメラの設置など、警察の威信にかけまして、いずれにも優先してその状況に応じた万全の保護対策を講ずることとしたいと考えてございます。

以上でございます。

〔12番 後藤健一議員登壇〕

12番（後藤健一） 特に、安全性の確保といいますが、そのことについて本当に県民の皆さんは心配してみえると思います。

ただ、今の本部長の警察の威信にかけて、いずれにも優先して守るんだという力強い答弁をいただきました。これで、県民もその社会の一員としてまさに社会対暴力団という構図の中でしっかり取り組めるのかなというふうに思ったところでございます。

時間もなくなってきましたが、もう1点聞かせていただきたいと思います。この条例、第13条には、県が市町に対して協力を行うことがうたわれております。情報の提供、技術的な助言、そのため必要な協力を行うとしております。各市町でも県と同様の暴力団排除条例を制定し、私は県下全域にまさに強い三重をつくるために、暴力団にノーと言える三重をつくるために、この排除のための強固なネットワークをつくっていくべきだと思うわけであります。そのことについて、どのように考えてみえるのか、また、今後市町での条例策定の見通し等、県がどのようにかかわっていくのか、考えを示していただきたいと思います。

警察本部長（河合 潔） まさに社会対暴力団の構図を構築していくというためには、県のみならず、より地域に密着した地方公共団体であります県内のすべての市町におきまして、その地域の実情に応じた暴力団排除のための施策を推進していきたいと思います。まさに、御指摘いただきましたように、

13条におきまして、県の市町への協力につきまして規定をしております。本県における暴力団排除を推進していくためには、まさに御指摘いただきましたように、県条例の制定と同時に、さらに各市町における暴力団排除条例の制定の必要があるというふうに考えてございます。

ぜひ、そのためには必要な情報の提供や技術的な助言のほか、市町における暴力団排除に向けた活動に対しまして、協力を十分やっていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

議長（三谷哲央） 後藤議員、簡潔に願います。

〔12番 後藤健一議員登壇〕

12番（後藤健一） かなり今日は突っ込んだ答弁を、私は本部長はしていただいたのかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたように、この暴力団排除条例がしっかりと、本当に機能していくように、私どももまさに社会対暴力団という構図の中で、安心・安全な三重県をつくっていくべきだろうというふうに考えております。

そのことを申し上げまして、私の一般質問を終結させていただきたいとお思います。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時0分開議

開 議

副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長（森本繁史） 県政に対する質問を継続いたします。7番 小林正人

議員。

〔 7 番 小林正人議員登壇・拍手 〕

7番（小林正人） 皆さん、こんにちは。自民みらい、鈴鹿市選出の小林正人でございます。9月議会、27日、29日と、我が会派の中嶋議員、そしてけさほどは西場議員、ともに我が会派において、一、二を争う政策通、論客の方でございまして、その後で1回生の私が質問させていただくというのは、大変緊張するところでございますけれども、一生懸命頑張ったいと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

それでは、通告に基づきまして、質問に入らせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、高齢化についてお聞きしたいと思います。特に今回は特別養護老人ホームの整備問題についてお聞きいたします。

今、全国的にも高齢化の問題が深刻化していることは、既に御承知のことだと思います。65歳以上の人口の推移ですが、団塊の世代と言われた昭和25年ごろには全人口のうち、65歳以上の方は約400万人でございました。それが平成に入り約1500万人、今年度平成22年度は、約2900万人に達しました。三重県においても、この高齢化率、65歳以上ですが、20%を超え、私の地元鈴鹿市でも約18.5%に達しました。

このようなことは、昨今の医療技術の高度化、生活環境、衛生面等が最大限整備飛躍をし、平均寿命が長くなったことなどが一つの要因であると思えますし、いい意味での長寿社会の到来と喜ばしいことであるとも思えます。しかし、その反面、年齢の推移と並行して、特に都市部や過疎地域に独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増え続け、時には悲しい社会問題も引き起こすといったことが昨今多々見受けられます。

また、今年は特に100歳前後の高齢者の所在不明など、戸籍、年金、見守り体制のあり方が全国的にも社会問題になりました。

このような中、県も重要事業の一つとして、高齢者が安心して暮らせる介護基盤の整備と特別養護老人ホームの整備、増床等、ある程度は力を入れて取り組んでいただいております。しかし、現状はまだまだ厳しいといった状

況であると思います。

先般の厚生労働省の調査によりますと、今現在、全国に特別養護老人ホーム待機者数は約42万人いると発表がありました。その折、いろいろ調べていきますと、三重県は、47都道府県中入所待機率は後ろから数えて3番目内にあり、その数は約1万人強で、待機率は単純に特養待機者数を要介護認定者数で割ったものでございますが、約20%弱となります。ちなみに、特養待機率ですが、全国平均は約13%であり、最も待機率が高いのが岐阜県の約22%となっており、一番待機者が少ないいわゆる待機率が低いのが徳島県で約5%という現状であります。また、別の視点から県内の特養整備率を、特養1床当たりの人口で比較してみますと、最も負担が大きいのが桑名市の1床当たり約576人で、次いでいなべ市の467人、3番目が鈴鹿市の412人となっております。

このように、全国的な待機率や県内の1床当たりの負担人口を見ましても、かなり特別養護老人ホームの整備が遅れていることは周知の事実であり、早急に対応していかなくてはなりません。

県当局におかれましては、このような事態にかんがみ、これらの整備に関し、2009年から2011年までの期間で、第4期三重県介護保険事業支援計画の整備目標と経済危機対策による国の緊急整備の方針も考慮し、さらなる整備を目指すと言われております。

しかし、景気の低迷、影響下、本年度も新規参入や定員増を希望する社会福祉法人が少なく、当初の計画よりも下回った状況でございます。

こうした中、利用者側、施設を運営する側のはざまにいる状態で、具体的にどのようにこれからの整備を考え、進められていかれるのか、また、2011年以降の考え方ですが、前回の関連質問で少しお聞きをいたしました。上乘せ部分も入れて、県全体で約510人分を整備予定とのことですが、果たして妥当な数値なのか、また、福祉圏域別に見ますと、北勢圏域が、来年度23年度でございますが、120、中勢伊賀圏域が200、南伊勢志摩圏域が180、東紀州圏域が10、現在の県内状況を話させていただきましたが、整備数はこのような

割合でいいのか、再度詳しくお聞かせください。よろしくお願いたします。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 特別養護老人ホームの整備についてお答え申し上げます。

特別養護老人ホームは、常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者が入所する介護老人福祉施設でございます。介護保険制度の主要施設として積極的に整備を進めてきたところでございます。しかしながら、ここ二、三年は介護人材の不足でございますとか、介護報酬の引き下げが影響いたしまして、施設整備の応募が少ないなど、施設整備が進んでいない状況にございました。

このため、平成21年度からは、介護報酬のアップでございますとか、介護職員処遇改善交付金事業等によりまして、介護職員の処遇改善が図られたこと、さらには開設準備経費助成金の創設などによりまして、施設を整備しやすい環境の整備が進められてきたところでございます。

平成23年度の整備につきましては、県の広域分510床の整備を予定いたしておりますけれども、その募集に対しまして、現在のところ約3倍ほどの応募があるような状況でございます。高齢化の進行でございますとか、家族形態の変化などに伴いまして、今後も特別養護老人ホームへの入所申込者が増えてくる見込みでございますので、この整備については今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

そうした中で、23年度でございますけれども、先ほど申し上げましたように、私ども県といたしましては、510床の整備を考えておるところでございます。そもそもの話になりますけれども、各圏域ごとの特別養護老人ホームの整備でございますけれども、どういう形で算定をしておるのかということになりますけれども、基本的な部分といたしましては、市町が策定をいたしております介護保険事業計画に定めております整備計画の数を、各圏域ごとに積み上げる、その上で、県が策定をする介護保険事業支援計画のほうで各圏域ごとの整備可能数というのを設定しておるわけでございます。

一方、現在の待機者の数でございますけれども、これは平成21年9月時点での私どもの調査でございますけれども、現在、介護を必要とするという形で特別養護老人ホームのほうへ入所申し込みをしていただいている方は、その当時ですけれども、1万575人ということでございました。このうち、重度の要介護者でございますとか、それから単身世帯等を考慮して、特に必要度の高いというふうに判断をさせていただいた方が3881人、なおかつその中でも、現在、自宅で介護を受けていらっしゃる方というのが1966人、約2000人でございます。

こうした背景もございますので、第4期三重県介護保険事業支援計画の最終年度、23年度になりますので、この23年度の整備につきましては、こうした現在の待機者の方の状況でございますとか、それから、現在の緊急経済対策の事業としての効果も考慮をいたしまして、21年度から23年度までの3年間の整備計画数の3分の1を上乗せするという形で整備をすることとしたところでございます。

そうした結果でございますけれども、県全体では当初260床の整備の予定であったものを、今回の510まで拡大をしたというところでございます。そのうち、北勢部につきましては、当初は70床であったものを120床まで拡大をいっていったということでございます。

私ども、当面の大きな課題といたしましては、先ほど申し上げました自宅で介護を受けていらっしゃる、その当時は約2000人でございますけれども、この方がプログラム、多分もう少し増えてくるだろうなという想定をいたしております。特に自宅で介護を受けていらっしゃる方が、少なくとも特別養護老人ホームに、待つ時間といいますか、待機することなく入っていただける、そういう形での整備を進めていきたいなど、当面の目標という形でそれをやりたいなというふうに思っておりまして、今年だけで整備は終わるわけではございませんので、引き続きこの辺のところを重点的に整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔 7 番 小林正人議員登壇 〕

7番（小林正人） ありがとうございます。詳しい御説明をしていただきました。

23年度、510床という内容のところは大体理解はさせていただきますけれども、この圏域別の数値でございますが、先ほども、最初のほうに話をさせていただいたとおり、桑名市が一番1床当たり待機されている方が多い、そして、いなべ市、そして鈴鹿市と、圧倒的に北勢地域のほうが多いにもかかわらず、県の平成23年度老人保健福祉施設整備方針を見させていただきますと、やはり北勢地域が先ほどもお話させていただきましたけれども120、中勢が200、南勢志摩が180、東紀州が10と、ちょっと割合的におかしいのかなという感じますので、その辺をもう一度考えていただいて、有効な割合といえますか、配分というのを考えていただきたいと思います。

また、三重県の介護保険料の負担でございますけれども、今月額4189円、これは全国平均の4160円を上回っております。当然ながら、同じ保険料以上の負担をしているのに、なぜ希望する介護サービスなど受けられないのかという不満も出てくるかと思えます。都道府県によって何でこんなに差が出てくるものなのか、市町との調整はどのように行っていられるのか、いろいろ疑問が出てくると思えます。

そういった中で、この問題についても、市町との調整、中心は市町だと思えますので、その辺の調整はどのように行っていられるのかというのを、もう一度お伺いしたいのと、そして、23年度は希望する社会福祉法人においても、3倍ほど増えたというふうな御回答をいただきましたけれども、これも、従来の新規に新設、増設する場合、従来型の施設を建てるということであれば、もっと希望する社会福祉法人も出てくるのではなからうかなと、そのように思っております。今国のほうも、県のほうも、この新規に施設整備されようとするところは、ユニット型でなければ認めないというような、国も県もそのような方針であるので、今のこの現状を考えていただいて、そういう形式といえますか、そういう形にこだわるのか、それとも従来型であっても、

先に1床でも多くのベッド、数を増やしていこうというのか、その辺のお考え方もあわせてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

健康福祉部長（真伏秀樹） まず、介護保険料の関係でございますけれども、先ほど御紹介ございましたように、本県の第4期介護保険事業計画におきまず介護保険料でございますけれども、平均が4189円ということで、全国平均が4160円ということでございますので、少し上回っている状況でございます。

一方、特別養護老人ホームの整備状況ですけれども、これは全国平均を少し下回っているんですけれども、それ以外の、いわゆる介護保険で3施設と呼んでいるんですけれども、特別養護老人ホーム、それと老人保健施設、それと介護療養型の医療施設ですけれども、この3施設を合わせていきますと、整備の状況というのは全国平均よりも少し上回っているという状況でございます。

これも、そもそも論という話になってしまうんですけれども、介護保険料の設定といいますが、幾らにするかということにつきましては、基本的には保険者が各市町ということになっておりますので、各その介護保険の事業計画において、施設サービスをどの程度やっていくか、それから在宅サービスでどういう形でやっていくかというのを、全体の計画の中で、サービス料、そのものを積み上げて、その中で保険料の算定をさせていただいていることとなりますので、それぞれ各市町の介護の方針といいますが、その取組の状況によって、その辺も少し変わってくるのかなというわけでございますので、必ずしもハード系の特別養護老人ホーム等の整備だけが、介護保険料にはね返ってくるわけじゃないというのは御理解いただきたいと思ひます。

それで、私ども、県といたしましても、基本的な部分は介護を必要とする方がそれぞれの地域で必要な介護をきちっと受けていただけると、そういう環境をつくっていくというのが大変重要だと思っておりますので、今後、第5期の保険の計画も始まってまいりますので、必要な市町への調整等も含めて、少し整備が進みますように働きかけていきたいなというふうに思っております。

それと、もう1点、いわゆるユニット型という部分と、従来型の、私たち多床室という言い方をしておるんですけれども、その整備のほうの関係でございまして、従前から個室、ユニットケアというのが入所者の方の生活環境を重視するという意味で、個人の型の生活リズムを尊重したケアができるというところから、基本的に県のほうで今現在整備を進めるに当たっては、広域型の整備を進めるに当たっては、個室ユニット型の施設に限定をしてきておるという状況にございます。

一方で、先ほども申し上げましたけれども、待機者の方がたくさんいらっしゃるという部分、それと、どうしても低所得者の方の負担の軽減という部分もございまして、その辺から、従前の多床室の整備も認めていくべきではないかという御意見も現にいただいております。施設のほうの御意見から、重度の要介護者の方を介護するときには介護の面からも多床室のほうが適している場合もあるんだというような意見もいろいろございます。

こういうことでございますので、平成24年度以降の整備をどうしていくかという部分で、今現在県のほうの社会福祉審議会、その中に高齢者福祉専門分科会というのを置いておるんですけれども、そこに、既にこういうふうないろんな御意見を踏まえた上で今後どう県としてすべきかという当たりの御意見を賜っているところでございます。

国のほうでも、社会保障審議会でございますとか、それから介護給付費の分科会のほうにおいても、この低所得者対策等も含めて、今後どういう施設整備がいいのかという検討も進めてきておりますもので、その辺の検討状況も見ながら、県としても今後の整備方針というのを決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔7番 小林正人議員登壇〕

7番（小林正人） ありがとうございます。

先ほどの部長の答弁で、23年度以降、ユニットに限らず、従来型、多床室型ですが、こちらのほうも視野に入れてというふうに理解させていただきま

す。

ちょっと時間がなくなってきましたもので、次の質問に進ませていただきたいと思います。

次に児童虐待問題についてでございます。

今さらながらですが、児童虐待においては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、養育の放棄といった四つに分類されますが、ほとんどの虐待問題はこの中の一つだけということではなく、四つのタイプの虐待が組み合わさったケースが多いと言われております。また、最近の傾向として、これらの虐待を受けて育った親が、自分自身の子どもに対して虐待に走るケースや、自分自身に自信が持てない、また対人恐怖症、人格障がいといった社会に出てからも当時の悪影響が残るケースが非常に多く、メンタル的な病気にもつながり、社会から離脱し復帰できなくなることもよくあると聞きます。

虐待の要因としては多々ありますが、その中でも育児に対するストレス、望まない出産や、配偶者の子育てへの非協力や無理解、再婚者の連れ子に対する嫉妬や憎悪が上位に挙げられております。

少し前のデータになりますが、厚生労働省の調べでは、児童相談所が対応した擁護件数でございますが、2007年で約4万639件、中でも身体的虐待が1万6296件と最も多く、次いでネグレクト、養育の放棄ですが、1万5429件となっております。また、翌年の2008年では、前年度に比べ2025件、前年度比5%の増で、対応件数は4万2664件となり、相談種別は前年度同様であります。さらに、2009年度は、対応件数が4万4210件と、過去最悪を更新したといった状況であります。

このように、年々増加傾向にある児童虐待においては、早急に解決していかなければならない社会問題であり、県も重要事業の一つとしてとらえていただき、子どもを虐待から守る条例の普及啓発や、国の児童福祉法改正後、設置推進されました要保護児童対策地域協議会の運営支援、児童養護施設などにおけるケア単位の小規模化の促進や、里親制度等の活用促進など、児童

虐待の未然防止や保護、自立に向けた支援など、行っていただいております。

しかしながら、国や県がこのような取組をしていただいておりますにもかかわらず、昨今県内においては、私の地元でありますけれども、鈴鹿市で虐待問題が、また近々で大阪市の問題、あえてこの場で県名は出しませんが、多々起こっておる状態でございます。

このような事態をかんがみ、やはり必要なことは、制度上、形ということもさることながら、いかに虐待の情報を早く入手できるか、いわゆる近隣住民の方や学校関係者等、最も虐待児の身近にいる方が察知できるか、また、察知できてもちゃんと通報できるのか、どこへ言えばいいのかなど把握されているのかということが大事であると思います。そして、身体的虐待など見える部分があるものはいいですが、目に見えない隠れた虐待をいかに防ぐのかということも、大変難しい問題であると思います。

これらの問題解決において、今も努力はされておられるとは思いますが、2011年度以降、これまでと同じような取組でいかれるのか。また、先に挙げさせていただきました虐待の起因にもありました、配偶者の子育てへの非協力や無理解といったことから、特に父親の育児休業取得率の向上のための対策等、考えておられるのか。さらには、例えば、罰則規定等を設けて、さらに対応を強化されていくのか、非常に難しい問題であるとは思いますが、県当局のお考えと取組に対する意気込みなどお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

〔太田栄子健康福祉部子ども局長登壇〕

健康福祉部子ども局長（太田栄子） 児童虐待問題についてのお尋ねでございます。

議員、御指摘のとおり、これまでの児童相談件数は全国的にも増加傾向にございますし、三重県におきましても、昨年度は過去最多の541件を受理いたしました。その内容も、非常に複雑化、深刻化しておるといふふうにとらえております。

そうした中、これまで様々な議員もおっしゃっていただきましたように、

重点事業に位置づけながら体系的な取組を進めてきたところではございますけれども、今後、ではどういうふうに取り組んでいくのかということについてお答えさせていただきます。

本年4月に鈴鹿のほうで、重篤な事件が発生をいたしました。この問題につきましては、検証委員会をすぐさま設置し、一昨日、27日に知事のほうに、検証委員会からの報告書を受け取らせていただいたところでございます。

実は、そうした中に、幾つかの問題点、課題を指摘いただいております。今日、御指摘をいただきましたものと関連してお答えをさせていただきますと、やはり、様々な通告であるとか、近隣の住民からの情報を早く入手をして、それに対応をすること、そして、いろんな保護者がおられますので、そういった方々にどういった形で児童相談所が対応していくのかといった問題は非常に重要なことであるというふうに考えております。

そういったことから、国のほうでも、これまで法改正を重ねてきておりまして、最近では児童相談所に対しても、臨検、捜索などが行えるといったような大きな権限が付与されるというようなことも改正されてきております。そうしたことへの対応について、この検証委員会で御指摘を実はいただきました。そういった法に対する対応について、もう少ししっかりとやっていく必要があったのではないかという御指摘でございました。

今後は、このような法改正に的確に対応して、実務的な、実践的な研修に力を入れながら、そうしたことの人材の育成に力を入れていく必要があるというふうに思っております。

ただ、児童相談所に対応していきますのは、今先生が御指摘をいただきましたように、様々な育児ストレスを抱えた御家族もおられます。ですので、そうした法的な権限で対応すると同時に、しっかりとその家族の援護、支援といった観点、福祉的な観点での支援も非常に重要なところでございまして、この二つが、児童相談所の両輪となって、児童虐待の未然防止、それから後々の支援ができるように、これからしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

罰則については、これは、通告義務に関する罰則ということでございますか。よろしいですか。済みません。

罰則化のことでございますけれども、諸外国ではそういった通告義務があるけれどもしなかった場合の罰則規定を設けておるところがあるようにも聞いておりますけれども、日本の児童虐待防止法では、そういう規定は設けておりません。やはり、児童虐待の防止には、地域の皆様方の日常的な支援というのが非常に重要でございます。こういった方々は、通告者であると同時に、そういった支援者でもございます。といったような観点から、やはり、地域社会全体で通告制度の御理解をいただく、支援についても御理解いただくといった取組をしっかりと進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、配偶者の理解が必要であるといった御指摘でございます。

育児ストレス、やはり育児に不安を感じると言われるお母様方は約3割ぐらい、いつもアンケートをとりますといらっしゃいます。こういった方々に対する対応、非常に大事だというふうに思っておりまして、企業の理解なくして育児休業の促進は進みません。そこで、そういった企業の御理解を得るために、次世代育成支援対策推進法で規定をされております、次世代育成支援対策推進行動計画という各企業が策定をします計画の中で、そういった取組が進みますように、県としても現在支援をさせていただいているところでございまして、これも重点事業の中で取組を進めております。

今後とも、関係部局と連携をしながら、この取得促進について進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔7番 小林正人議員登壇〕

7番（小林正人） ありがとうございます。お答えをいただきました。

父親の育児休業取得のことにしましては、これ、全国比率でございますけれども、平成21年度で女性が85.6%に対して、男性が1.72%、大きな開きがあり、これは先進諸国と比べましても、日本の男性が育児休暇が非常にと

りづらいということがあると思っております。

先ほど局長のほうもおっしゃられました、本来は企業、事業主の努力というものが必要なんでしょうけれども、県においても、できるだけ男性の育児休暇、とりやすい環境づくりというものを訴えていっていただきたいのと、このように思っております。

それと、罰則規定のことなんですけれども、御存じだとは思いますが、アメリカ等はこういった虐待問題において、各州によって、州令というんでしょうか、いろいろ違うんですが、例えば、特定の職種に従事する人が児童虐待の兆しを発見したら、特定の、例えば警察とか、児童相談所とか、そういったところに通報しなかった、いわゆる通報の義務を怠ったら1000ドル以下の罰金とか、懲役6カ月以下とか、そういうような例もございます。外国がこういうような例をやっておるから、日本もまねをせいということじゃないんですけれども、本当に虐待問題というのが、今の社会問題の中で非常に重いというか、真剣に考えていかなければならないところであって、国や県の今の考え方では、正直、少し緩いのではないかなというような気がいたします。

特に、虐待に関して、全く抵抗ができない、そういった方や、例えば、女性、そういった方に対する一方的な虐待、これは本当に人間として、人として最もやってはいけない行為だと、そのように思っております。そういう意味から、例えば、各国では通報の義務、こういったことがあって、怠った場合は罰金が、罰則がこんなことがあるというような、啓発活動を三重県においてもやっていっていただいて、さらにこの虐待問題について深く取り組んでいっていただきたいのと、このように要望して、この項は終わらせていただきます。

三つ目でございます。環境対策でございますが、中でも特に、地球温暖化対策についてお聞きいたします。

皆さん御存じのとおり、今年の夏はこれまでにない猛暑に見舞われ、気象庁の報告では、今年8月の全国平均気温は戦後最高を記録したとの発表があ

りました。この影響もあって、全国各地で熱中症患者が続出し、最悪は死亡にまで至り、その数は全国で、梅雨明けした7月17日から8月30日までで496人と、当時日射病と言われておったときも合わせて、戦後最高となりました。

また、県内でも、この猛暑の影響で、同時期に約432名の方が熱中症で救急搬送され、うち7名の方が亡くなられたと聞いております。私の地元鈴鹿市においても、同時期、熱中症の疑いで搬送された方は69名、うち2名の方がお亡くなりになりました。

大阪府吹田市では、市内4消防署の会議室を、例えば熱中症シェルターとして市民に開放するなど、また、栃木県や静岡県など特に熱中症患者が多かった県は、インターネットで注意を呼びかけるなど、いろいろな対策が講じられました。

また、一方で、こちらも温暖化による影響だと思われませんが、一次的に局所で大量に雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨というものでございます。今年は、9月の初旬に東海、関東地方を中心に大きな被害がございました。また、全国的にも、ここ数年ゲリラ豪雨の災害は頻繁に起こっております。

このように、日本は年々平均気温があがり、昨今国のほうでも、日本はいよいよ長期的温暖化傾向の時期に入ったとの報道もありました。

温暖化にはいろいろな要因がありますが、さきの2007年に発行されたIPCC、気候変動に関する政府間パネル、第4次評価報告書において、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ばからの平均気温の上昇は、人為的な温室効果ガスの増加によるものである可能性がかなり高いと報告がなされました。

また、2005年2月16日には京都議定書が発行し、日本は2008年から2012年の第1約束期間に、1990年度基準年度比6%の温室効果ガス削減目標が課せられ、各所において対策が進められていることは既に御承知のことと思います。

さらに、昨年12月には、コペンハーゲンでCOP15が開催され、京都議定書の最終約束期間である2012年以降の取組ついて、各国が一堂に会し議論が

なされました。このC O P15では、残念ながらすべての主要国による削減目標の合意には至りませんでした。その後、日本は条件つきながら、温室効果ガス25%削減の目標を、国連の気候変動枠組条約事務局に提出したところでもあります。

このように、国において25%削減を打ち出しているところではありますが、一方で、この6月には、温室効果ガス排出量の25%削減を盛り込んだ、地球温暖化対策基本法案が廃案となり、具体的な施策内容などが不透明な状況になっておるとい事実であります。

国の方向性も定まらない中、本県における温室効果ガス排出実態は、2007年実績で、逆に1990年基準年度比プラスの17.5%、目標値を大きく超えているのが現状であります。確かに、三重県地球温暖化対策推進計画に基づいて、例えば、中小企業の温暖化対策促進のために、164の事業所に省エネ診断、提案を実施されたり、家庭での温暖化の取組を促進するため、「みえ・まるごとエコ生活」運動に取り組み、企業と地域が連携して行う地域活動を推進していただいて、県民への環境対策の啓発活動等その他にもいろいろな取組を行っていただいておりますが、まだまだ削減目標値にいくまでは、かなり開きがあります。

今後温暖化対策に真剣に取り組んでいくためには、当然将来的には、国が示した温室効果ガス25%削減に近づいていくことが、ベストではあると思います。しかし、現状を見てみますと、なかなか難しいような気もいたします。また、今の早い段階で、そのような国の方針、そのまま県の目標レベルにしてしまいますと、製造品出荷額約10兆円と全国9位の我が県においては、大企業の、例えば、海外流出問題や、中小企業において破綻してしまうというケースもかなり出てくるかと思われま。

このような状況の中、今後の温室効果ガス削減への対応や取組、方針として、どのような目標水準を設定しようと考えておられるのか、また、目標設定に伴う企業へのかかわり方など、どのように取組もうとしておられるのか、さらには、比較的初期投資のかかる新エネルギー対策ですが、本県の取

組について、考え方などをあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願  
いいたします。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 環境対策について、新エネルギー導入についての県  
の取組についてお答えいたします。

三重県においては、平成17年3月に改定しました三重県新エネルギービジ  
ョンに基づきまして、一つ目に環境負荷が少ない循環型社会の構築、二つ目  
に地域での石油に依存しないエネルギーの供給体制の強化、三つ目にエネル  
ギー問題の解決に向けた地域レベルでの貢献、四つ目に新エネルギー産業の  
育成による地域経済の活性化をねらいにしまして、県民、企業、市町等への  
普及啓発を中心にしまして、新エネルギーの導入促進に取り組んできました。

具体的には、市町、民間企業等が行います太陽光発電やバイオマス発電な  
どの小規模な新エネルギー設備導入に対する補助、これは国等の補助がない  
ものでございます、また、住宅用太陽光発電におけます県民向け相談会の開  
催、そして、新エネルギー施設を小学生に紹介するバスツアーなどの普及啓  
発を行ってきたところでございます。

このような中で、この新エネルギービジョンの目標年度が、今年度末まで  
であることや、国の新エネルギーに関連する諸施策の状況変化を踏まえるた  
め、現在新たなビジョンの策定作業を行っているところでございます。

新たなビジョンには、新エネルギー導入支援の充実策などや、関係部局と  
連携した取組、また、市町、事業者、県民、市民団体等との連携、協働した  
取組などを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 私のほうから、温室効果ガス数値の目標と、そ  
れから企業との連携について答弁したいと思います。

議員御指摘のとおり、国のほうで1990年比25%削減という中期目標の掲げ  
られました地球温暖化対策基本法案でございますが、現在国のほうで、再度

上程に向けまして、準備が進められているというふう聞いております。

この法案では、排出量取引や地球温暖化対策税などが盛り込まれておりまして、この対策や施策にかかるコストが必要となるという一方で、成長戦略の一環として、新たな経済効果を生むなどの議論がございます。

このような中、県では、2020年、これを目標とする新たな地球温暖化対策実行計画、この策定に向けまして、三重県環境審議会に諮問し、現在、地球温暖化対策実行計画部会におきまして、学識経験者や製造業はじめ、運輸、流通業などを代表する委員の方々から今幅広く御意見をいただき、検討をお願いしているところでございます。

この計画の中で定めていくこととなります数値目標についてでございますが、御指摘のとおり、県は、排出量のうち製造業が非常に多いというのが特徴でございますが、国におきまして議論されております大企業を一定の排出枠の上限を設けて、国内で排出量を取引する制度、いわゆるキャップ・アンド・トレードという、こうした制度化の状況、それと、そうしたものが県に与える影響というものを見据えながら、県の役割の中で、実行性のある目標を設定していきたいと考えております。

それから、企業連携との取組でございますが、これまで行ってまいりました企業連携などの取組、それから、従業員の環境活動、消費者の環境配慮行動など、CO<sub>2</sub>削減活動の成果を具体的な数値で見える化していき、それを県全体での排出削減に結びつけていくんだということで、森林吸収源等を活用いたしましたカーボン・オフセット等の新たな仕組みの導入を検討しているところでございまして、しっかりと対策に取り組んでいきたいと、このように思っております。

〔7番 小林正人議員登壇〕

7番（小林正人） ありがとうございます。大変明確な御説明ありがとうございました。

新エネルギー対策に関しましては、大体理解をいたしました。引き続き、事業者、また、市町とさらに連携を深めていただき、今後も取組に力を入れ

ていただきたいと思います。

それから、目標値設定の件なんですけれども、実は先日、私、県の環境対策の、この温室効果ガスの啓発員といいましょうか、そういう方のセミナーというか、会合に行ってみりました。その啓発員の方も、現実、その話の中で、今のこの県の目標なり、国の目標は、実際的には難しい、そういうようなことを言われておるんですね。そういうことを言われておる啓発員の方が、そういうことを言われておる中で、企業や県民の方にさらにこのこれだけやっていくんやということを言っても、なかなか伝わらないと思うんです。ですから、そういうところの、啓発員の、もう一度、再度、教育というか、こういうことだからこういうふうに行っていくんだというような、レベルといいますが、そういうのを上げていただいて、よりこの温室効果ガス削減の啓発活動に取り組んでいただきたいと思います。

それと、企業連携でございますが、先ほどいろいろな取組をされておるといこともお話しになりました。しかし、正直、この温室効果ガス削減に対する努力ですけれども、ある一定のところまではされるとは思います。しかし、正直、仮に今国が言っております25%、それ以上の目標というようなことになってきますと、やはり企業もこれからの死活問題、今のこういうふうな景気の状態ですから、そういうことにもなってくると思います。その努力というのも限界があるんだろうな、このように思いますので、もう少し企業が自分のところで自助努力をしていただくような、例えば、企業にとってプラスアルファ的な施策というか、取り組み方を考えていただけたらなど、このように要望させていただきます。

この環境対策、温室効果ガス削減につきましては、今も取り組んでいただいておりますが、県が先頭に立っていただいて、まず、やはり庁舎や関係施設、そういったところの電力消費やLED化も含めて、また、エコカーの導入等、できるところから、順を踏んで今後とも取り組んでいっていただきたいなど、このように思い、要望させていただいて、この項を終わらせていただきます。

最後になりますが、私の地元に関する問題で大変恐縮ですが、北勢地域の道路整備の問題についてお聞きしたいと思います。

既に御存じのように、三重県の道路整備率は約72%、全国第39位、大変遅れております。その中でも、私の住む鈴鹿市、大きくは鈴亀地区、北勢地域における幹線道路の整備は、県内全域の中で見ましても、全国10万人以上の都市の道路整備率と比較しましても大変遅れておりますことは、間違いのない事実であります。

鈴亀地区は古くは東海道や伊勢街道等、道路整備とともに経済成長を続けてきました。そして、昨今、県の財政、税収を支える中心的街になったと言っても過言ではないと思います。鈴亀地区においては、製造品出荷額約2兆円、1年間に訪れる観光客数450万人、農業産出額は県内1位で、全国でも19位、さらには1世帯当たりの車の保有率約2.5台と全国第20位であります。このように、鈴亀地区の経済が大きく県に貢献している裏づけとなる例を挙げさせていただいても、そのことが御理解いただけるかと思えます。

しかし、残念なことに、ここ数年前から、その経済成長もおおよそ勢いはとまり、このことについては、近くはさきのリーマンショックに端を発するアメリカ発世界同時不況の影響や、ほかにもいろいろな要因が考えられますが、その中の一つの大きな理由に幹線道路整備の遅れがかかわっていることも事実問題であると思えます。

また、違った観点からは、昨今の交通量の増加、特に、新名神亀山草津間が全線供用開始になったため、次の整備区間である亀山四日市間が開通するまでの大型車など物流関係の車両が市内に流出して、一般車両とともに大渋滞を引き起こしているというのが今の鈴鹿市の現状であります。また、国道23号線が従来の交通量を賄い切れない限界に来ており、こちらでも代替道路としての中勢バイパス、北勢バイパスが開通するまで渋滞が続くのは想定できますし、現況も朝夕の通勤時間帯にはかなりのものがあります。そのあおりを受け、市街地の主な主要幹線道路は、さらにひどい渋滞を引き起こしております。

このように、鈴鹿市内の道路事情はまさに負の循環であり、渋滞、それにより人が持つゆとりが失われ、事故やメンタル的な問題も起こっておりますし、排ガス等での環境悪化の問題、また、市内企業の撤退や新規優良企業の誘致が困難、さらに、一番重要な問題は、市民の安心・安全の確保であり、災害時や緊急時に専用車両が通行できないような状況が今の鈴鹿市の道路状況であります。

これらのことを考えていただき、財政状況、大変厳しいのは承知しておりますが、今後鈴鹿市内、大きくは北勢地域の主要幹線道路整備をどのように考えていかれるのか、当然、新道路整備戦略に基づいてということもあるかもわかりませんが、当初、新道路整備戦略では年間約270億の予算を確保する予定であったと思われませんが、本年度は180億と、90億の減という状況であり、少ない予算の中で、再度その優先順位、緊急性をかんがみ、お聞きしたいと思えます。

また、路線別では、特に北勢バイパスの三滝川より南の区間、中勢バイパスの鈴鹿工区、県道神戸長沢線の未事業化区間、鈴鹿インターチェンジ改修も含めて、さらには鈴鹿環状線全体をとらえてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 北勢地域の主要幹線道路、特に鈴鹿市内等も含めお答えいたします。

北勢地域の主要幹線道路といたしましては、これについては、県の第二次戦略計画の重点事業として、新名神、東海環状、北勢バイパス、中勢バイパスなどの整備を促進しているところでございます。

まず、北勢バイパスでございますが、これは国直轄事業でございます、全体延長が28キロ、このうち川越町の23号から四日市市内の三滝川までの間14キロにおいて、これまでに6キロは供用されまして、残り8キロの区間で工事、あるいは用地取得が行われております。三滝川から四日市市采女の国道1号までの7キロについては既に事業化されておまして、ここは調査段

階、1号から鈴鹿市の中勢バイパスまでの7キロについてはまだ事業化されていないという状況です。

次に、中勢バイパスですが、これも全体延長34キロのうち、これまで鈴鹿市内で2キロ、津、松阪市内で13キロが供用されており、鈴鹿市内も含めて残り19キロで事業が進められているという状況です。

引き続きまして、北勢バイパスについては、事業中区間の事業促進、未事業化区間の早期事業化、中勢バイパスにつきましては全線の早期供用に向けて、国及び関係機関に引き続き強く働きかけるとともに、県としても必要予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、県管理道路でございますが、県道神戸長沢線、これは鈴鹿中心部と高速道路を結ぶインターアクセス線として非常に重要だと認識しております。現在、市内側から事業を進めておりまして、フラワーロードまでの1.1キロの間、これ、4車線化を進めております。今進捗状況が事業費ベースで約6割ぐらいというところでございます。今後も引き続き、まずはフラワーロードまでの早期供用に向け、進めていきたいと思っております。

次に、その先のフラワーロードから鈴鹿インターまでの間ですが、この件につきましては、今事業中の区間の進捗状況も見ながら、事業化に向け検討したい、また、インターチェンジの改良についても、神戸長沢線のインターチェンジ周辺の4車線化とあわせて検討していきたいと思っております。

次に、鈴鹿環状線ですが、これにつきましては、鈴鹿市を、市街地の周辺をぐるっと回るという環状線でございます。今の磯山バイパスと言いまして、23号線側から県道鈴鹿上野線までの間を事業、進めております。まだまだ、未改良の区間、たくさん残っておりますが、鈴鹿市内の道路ネットワーク全体も見ながら、現在の事業の進捗状況を踏まえて、次の着手については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

〔7番 小林正人議員登壇〕

7番（小林正人） ありがとうございます。

北勢地域全体の重要路線に関しましては、引き続き御努力願いたいと思います。個別の路線に関してなんですが、北勢バイパス、三滝川のところまでは来ておりますが、当初、この北勢バイパスに関しては、中勢バイパスと連結して、一本化にするというような計画であったと思いますが、今の国の状況、予算的なものを考えていくとなかなか難しいのかな、正直鈴鹿市と四日市市のはざまにある1号線あたりでとまってしまうんじゃないかなと、そういう懸念もいたしておりますので、その辺は鈴鹿市、四日市市にも頑張っていたいただくのは当然ですけれども、県のほうも引き続き国のほうに要望していただきたい、このように思っております。

中勢バイパスのほうでございますけれども、こちら、昭和50年代初めから事業化になって、もう既に30年以上たっております。こちらのほうも、この22年度においても、当初、国の方針で予算がつかなかったというような現状でございました。しかし、関係者の方々の御努力で、最終的には昨年度より10億少ない140億という金額が、予算がつけていただきまして、その中の5億程度が鈴鹿に回ってきたわけでございますけれども、こちらのほうも、何とか鈴鹿市にとっては命の道といっても過言ではない大事な道路でございますので、引き続き国のほうに要望していただくことをお願いいたします。

そして、3本目の神戸長沢線、こちら鈴鹿市は非常に東西に長い市であります。南北は結構計画道路もあって、国道306号、中勢バイパス、いろんな道路があるんですけれども、東西においてはこの神戸長沢1本しかないんです。そしてまた、山のほうには鈴鹿インターチェンジがあって、西の鈴鹿の玄関口とも言われております。観光集客とか、そういったことを今後図っていく上では、今のフラワー道路からその先線、これを早期に事業化していただいて、そしてインターチェンジ改修も進めて、取り組んでいただきたい、このように思います。

そして、最後の鈴鹿環状線でございます。これは、国府地区を中心とした、鈴鹿の外周を回る、住民提起の道ということも言われております。この道ができれば、鈴鹿の市街地に入ってくることなく、この外を回って、通ってい

ける大切な道路でありますので、こちらのことにしても、早急に事業化、着工、供用開始とやっていただけるように、要望させていただきたいと思っております。

時間もなくなってまいりました。最後になりますけれども、県全体の道路予算、大変減額になる中、建設事務所単位でございますけれども、総額では他の建設事務所に劣っておりますが、ここ3年、平成20年度は約29億、そして平成21年度30億、そして、今年度22年は32億と、少しずつでも増えております。このことは県当局、そして知事の御配慮のおかげだと心から感謝をいたしまして、私の質問を終結させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 30番 大野秀郎議員。

〔30番 大野秀郎議員登壇・拍手〕

30番(大野秀郎) どうも皆さん、こんにちは。傍聴席から見ている方は前に座っている方の眠りぐあいがよくわかると思います。それから、後ろの議員さんもちょうど眠り時期でございます。それをこらえて、ひとつ皆さん、御辛抱していただきたいと思っております。

それから、私は、物をしゃべったり、書くときに気にしておるのは、一つの文章は50字以内に書かないと、何が書いてあるかわからないと言われております。それから、話は、文章を読むときは別ですけど、3分以上になると、その話を聞いている人はもう嫌になると、だから、一つの文章は50字以内、話は3分以内ということで、私はするように心がけていますが、なかなかそうはいきません。

それでは、私も通告に従いまして、質問させていただきますけれども、簡単に申し上げますと、私はしゃべる時間を少なくしたい。そして、執行部の皆さんに存分にこたえていただきたい、そういう質問をしたいと思っております。

それでは、早速通告に従いまして、県民しあわせプランの第三次戦略の地域づくりについて伺いいたします。

平成20年に制定しました県の地域づくり推進条例によって、地域を支える

多様な協働により展開する、そういう地域づくりと、地域資源や特色を生かし、地域経営の観点から継続的に活動を行う、この二つのことを基本理念として進めています。そして、さらに、条例では、県は地域づくりを円滑かつ効果的に行うために、必要な仕組みを構築し、機能させる役割を担うことになっています。

条例に基づきまして、県と市町が連携、協働して進める地域づくりの仕組みとして、県と市町の地域づくり連携・協働協議会と、多様な主体が県と連携して、継続可能な地域づくりを目指す「美し国おこし・三重」の取組を中心に進めています。

県と市町の地域づくり連携・協働協議会では、県から市町への権限移譲、さらに県民センター別のテーマを設定した取組などの協議が行われ、「美し国おこし・三重」におきましては、拡大座談会なども含めて、登録パートナーグループづくりに対する支援などの取組を進めてもらっています。

この二つの仕組みづくりによる取組は、市町や地域によってはかなりの温度差があるように思われます。

そこで第三次戦略の地域づくりを策定するに当たって、お伺いしたい。

まず、第1点は、第二次戦略の地域づくりにおける成果と課題、そして、第三次戦略におきましては、分権型社会の実現と「美し国おこし・三重」事業の拡大がテーマになると思いますけれども、この二つをどのように生かして、発展させていくのか、知事の御所見を伺いたいと思います。

それから、第2点は、第二次戦略の地域づくりにおける、県と市町の地域づくり連携・協働協議会と「美し国おこし・三重」の仕組みによる取組では、市町や地域によってかなりの違い、言うならば温度差があります。この温度差を、第三次戦略においては、どのように対応していくのかについて伺います。

それから、第3点は、市町は権限移譲をどのように受けとめているのか。我々は余り要らないという市町もあるようでございます。そして、住民の多くは、権限移譲は単なる県と市との仕事の分担問題として受けとめ、そして、

この権限移譲を通して、住民は余り生活の利便性や行政サービスの向上は実感していないようであります。今後、第三次戦略でも分権型社会を目指して、この連携・協働協議会でさらに地域分権を進めていかれるという、そういう基本的なお考えですけれども、住民生活の立場に立った権限移譲を今後どのように進められるのかについて、以上3点お伺いします。よろしく願います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 私のほうからは、三重県地域づくり推進条例に基づく地域づくりの仕組みの成果、課題について、また、第三次戦略計画（仮称）においてどう取り組んでいくのかという点についてお答えいたしたいと思いません。

まず、本格的な少子・高齢化や人口減少が進む中、将来に希望を持って、安全で安心して暮らすことができる地域社会をつくっていくということが大事でございます。そのために、地域の多様な主体が連携・協働して、個性的で活力と魅力ある地域づくりを進めていくということが大事であると思いません。

三重県におきましては、三重県地域づくり推進条例に基づく地域づくりの仕組みとして、大野議員のほうから御紹介ありましたように、一つは県と市町の地域づくり連携・協働協議会とそれから、「美し国おこし・三重」の取組の二つを位置づけて、今日まで取り組んでまいりました。

県と市町の地域づくり連携・協働協議会におきましては、地域における課題解決に向けた検討や情報共有などによりまして、市町の自主的な取組を支援いたしてまいりました。今後ともより一層の成果が得られるよう、市町との連携を強化してまいりたいと考えております。

また、平成21年度から始まった「美し国おこし・三重」の取組におきましては、地域をよりよくしていこうとする皆さんへの支援を行ってきたところでございますが、全県的な広がりといった面では課題が残っております。

今後は、「美し国おこし・三重」実行委員会の取組と各部局の取組との連携

に一層努めまして、「美し国おこし・三重」の広がりを図っていきたいと、こう考えております。

県民しあわせプラン第三次戦略計画（仮称）におきましても、引き続き、これら地域づくりの仕組みによりまして、多様な主体による自立・持続可能な地域づくりがこれまで以上に推進されるよう取り組んでいくべきだと、こう思っておるところでございます。

残余につきましては、担当理事からお答えを申し上げます。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

政策部理事（梶田郁郎） それでは、私のほうから、県と市町の地域づくり連携・協働協議会と、それと県から市町への権限移譲の関係につきましてお答え申し上げます。

三重県は、地形的に南北に長い上、中山間部が県土に占める面積も広く、また、地域によって人口分布、産業構造などの社会環境などに大きな違いがございます。さらに、市町の規模や財政状況、これらもそれぞれ大きな差がございます。また、地域づくりの課題や取り組み状況も様々な状況でございます。

また、市町への権限移譲につきましても、各市町の実情に応じまして、自主的な判断を尊重しながら進めているところございまして、市町によってその状況は様々な状況になっております。

権限移譲の効果につきましては、県内市町からは、住民の利便性の向上や事務の効率化、迅速化が図られたという御意見もいただいておりますが、住民の皆様にもその効果をより実感していただく、そのような取組も必要であるというふうに考えております。

県としましても、今後とも県と市町の地域づくり連携・協働協議会などにおきまして、より一層の権限移譲の推進や、地域づくりの課題解決に向けて取り組みますとともに、必要な情報の提供や各種支援制度の有効活用などによりまして、市町の自主的な地域づくりの取組をこれまで以上に支援、補完していきたいと考えております。

以上でございます。

〔藤本和弘政策部理事登壇〕

政策部理事（藤本和弘） 私のほうからは、「美し国おこし・三重」の取組において、市町、地域の温度差があるということでございますが、お答えをさせていただきますと思います。

「美し国おこし・三重」の取組におきましては、座談会の開催数やパートナーグループの登録数につきまして、市町により差があることは確かでございます。しかしながら、この取組は、各市町との連携の上、それぞれの市町の地域づくりの方向性に沿って進めていくものであると考えております。

したがいまして、今後とも、各市町の実情に合わせまして、市町とともに地域をよりよくしていこうとするパートナーグループの自発的な活動を支援し、自立・持続可能な地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

このため、引き続きまして、各市町と連携を密にとりながら取組を進めるとともに、庁内各部局ともしっかりと連携しながら取組の参加促進や拡大を図ってまいりたいと考えております。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎） どうもありがとうございました。

私は、第1の質問を15分で終わることにしていますので、もう全略しまして、第三次戦略で、離島、過疎地の地域づくりについて、県は一定の役割を果たしていかなきゃならない、こういうように第三次戦略は書いています。簡単に言いますと、過疎、離島地域の生活維持、地域の再生と自立に向けて、県が一定の役割を果たさなきゃいけない。そこで、県は、一定の役割とはどういう役割で、どういう中身なのかということをお伺いします。

それから、昭和45年に制定されましていわゆる過疎法が今回5回目の延長がされましたけれども、確かに特別措置法で過疎地域の生活基盤は充実しました。しかし、生活基盤の充実だけでは過疎は食いとめられません。過疎に歯どめをかけるためには、その地域に根差した働く場、収入の道であるなりわいづくりが必要であります。今過疎地の現状は、施設はできたが人は去るです。施設だけできて中は空っぽになっておる、こういう現状であります。

だから、一方ではまた、地域住民の生活のセーフティネットも破壊されています。

そこで、このような過疎の状況に対して、県は、一定の施策を講じながら、当然国と連携して取り組まなきゃいけない。そこで、県は、国にどのような役割と施策を求めているか、この2点について、お伺いします。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

政策部理事（梶田郁郎） それでは、1点目の、過疎、離島地域における県の果たす役割についてお答えさせていただきます。

過疎、離島地域等は、著しい高齢化と人口減少の進展、地域の担い手不足によりまして、地域活力の低下が懸念されております。依然として厳しい状況にあります。

このため、第三次戦略計画（仮称）素案におきまして、その取り組み方向としまして、過疎、離島地域などの条件不利地域を抱えます市町に対しまして、交流、定住人口の拡大や、コミュニティの維持、再生を促進するなど、自立に向けた支援の取組を充実させていくこととしております。

県の過疎対策としましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、現在、三重県過疎地域自立促進計画を策定しているところでございます。その策定に当たりましては、市町の区域を越えた広域的な見地に配慮し、県自らが実施する事業、あるいは市町の事業の円滑な実施に必要な措置を取りまとめているところでございます。

今後は、この第三次戦略計画（仮称）及び三重県過疎地域自立促進計画などによりまして、過疎、離島の維持、再生、自立に向けた取組を着実に実行し、県の役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、なりわいづくり等について、県が国に対して求めることは何かということでございます。

住民の方々が、住み続けたいと思う地域で暮らしていくためには、なりわいづくり、担い手づくりが大変重要な課題と認識しております。

また、国におきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、

産業の振興と雇用の拡大、交通通信の確保、住民生活の安定と福祉の向上などの施策につきまして、必要な対策を総合的に講じることとしておりまして、過疎地域自立促進のための財政上の特別措置を講じているところでございます。

今般の過疎法の改正によりまして、市町の実施するソフト事業も新たに過疎債の対象とされるなど、制度の充実が図られたところでございますが、県といたしましては、今後とも過疎地域の住民生活を守るため、制度の維持、拡充、財源の確保につきまして、国に求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎） 本来なら、ここで議論をしたいんです。これまで、美し国づくりとか、それから文化力、それから新しい時代の公について議論してきましたが、今日は聞き役というか、これからの施策の展開を期待して、この項を終わります。

今からが少し、私、時間をかけて質問したいと思います。電気事業、水力発電事業の譲渡であります。私はこの問題を地域づくりの観点も含めて御質問したいと思います。

私の質問の趣旨は、電気事業の譲渡問題を通して、県が行う大きな事業について、やはり20年先、50年先、100年先を見通した先見性とその後の地域づくり、施策づくりなどへの影響なども含めて慎重に判断することが重要であるというように思っています。

例えば、C W J、近くでは廃棄物処理センターのガス化溶融炉問題、R D F発電など、単なる目先の事案への対応が、後で県政に大きな負の財産を残すこととなります。

私は、譲渡問題は皆さん大半片づいた、片づいているというように認識してみえるかもわかりません。私は、この1年が最大の山場であるというふうに思っています。県と企業庁は、平成26年末で水力発電事業の中部電力への以上を前提に、譲渡価格などの具体的な交渉を行っています。

県議会も企業庁も、電気事業の民営化について、それぞれの立場から検討を行ってきました。現在、譲渡先との協議はかなり進行しているようでありますけれども、私は、宮川総合開発計画により昭和27年に宮川ダム建設が始まる以前からこの地域に住んでいました。ダム建設以前の宮川には、アユとかウナギとかサツキマスなど、多様な魚類が生息していました。地元で百目アユと言われるような360グラム以上のアユもとれ、地域の人々の食生活を支え、地域の自然に根差した生活の楽しみと生きがいにもなっていました。

しかし、昭和32年に宮川ダムが完成し、宮川の最上流部とその地域は大きく変わりました。宮川総合開発史にも残されていますけれども、当時の住民の皆さんは、この開発により、ダム建設の峠の向こうに夢がいっぱいでバラ色の生活と地域があると信じていました。結果は、議員の皆さんもよく御存じのように現状の宮川上流であります。

具体的に申し上げますと、ダム工事中の昭和31年の人口は2986人、高齢化率3.1%でした。ダム完成後しばらくたった昭和35年には1770人、そして平成12年には397人、旧大台町と合併しました18年は349人、平成21年は311人、高齢化率67.5%と、昭和35年に比べ人口は18%、高齢化率は何と16倍になりました。

このように、ダム建設の向こうにバラ色の地域と生活があると信じていた地域は、激しい過疎、高齢化がとめどなく進んでいます。宮川総合開発による水力発電事業により、その後の地域づくりに大きな影響を与えたのは、宮川ダムで貯水した水をたった2回の水力発電に使い、そして、三浦湾に放流する流域変更の開発にありました。

全国水力発電事業の99%は、流域を変更することなく、使った水はもとの川に戻しています。したがって、ダムがつくられてからの水量はほとんど減少することなく、再びもとの水量を確保しています。

宮川総合開発事業で、流域の変更がなければ、宮川の豊かな水は確保され、その後の自然の恵みを生かした地域づくりに大きく貢献したものと確信しております。

また、今回、譲渡対象になっている昭和42年に建設されました三瀬谷ダムも、これまた絵にかいたもちに終わった南伊勢工業用水の確保を口実に建設されました。三瀬谷ダムは、宮川上流の海と川とつながった生態系を人為的に断ち切ってしまいました。

今年は、生物多様性条約締約国会議COP10が、三重県も含めて名古屋市で開催されることもあり、生物の多様性の保全に対して、国民的な関心とその大切さへの認識が深まっています。

宮川総合開発を推進した当時の青木知事は、地域に対する具体的な施策として、地域振興のための特別対策要綱を住民と約束しました。しかし、約束とは裏腹に、過疎、高齢化は際限なく進んでいます。

そこで、お伺いします。

当時の青木知事が地域と交わしました約束は、当然野呂知事も引き継がれているものと思います。知事の認識と今後の地域振興対策についてお伺いしたい。

二つ目は、全国的にもまれな流域変更をした水力発電事業が、その後の地域づくりに与えた影響についても、知事の御見解をお願いします。

以上2点、よろしくお願いします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） まず、昭和27年に策定されました大杉谷水没地域特別対策要綱でございますが、これは宮川ダムの建設に当たりまして、当時の多気郡大杉谷村地内の水没区域に居住されていた方々に対しまして、移転後の生活の維持と生活環境の確保のために策定をされたものでございます。

この要綱におきましては、移住地の整備だけでなく、関係地域の道路、橋梁等の交通施設の整備、改修をはじめ、水道、電灯等の附帯施設の整備や、農林水産業及び観光等の多面的開発を目標とする総合施策を樹立し地域産業の基礎を確立するというところとしておったところでございます。

県といたしましては、宮川ダムの建設当時から、この要綱に基づきまして、種々の措置を講じてきたところでございますけれども、50年以上経過した今

日、当時とは地域の状況や社会経済情勢も大きく変化をしてきておりますことから、現在、関係市町からいただいております水力発電事業の民間譲渡に関する要望とあわせて、道路整備など残された諸課題につきましても、引き続き、大台町と協議を進めていきたいと考えておるところでございます。

それから、流域変更による地域への影響ということでございますが、宮川第一、第二発電所は、発電用水を流域変更し、大きな落差を得るということで、発電効率が上がり、電力が不足する当時におきましては、多くの電力を確保するということができたところでございます。

このことにより、地元の電力需要に着実にこたえますとともに、県内の産業基盤が整備をされまして、地域づくりに一定の役割を果たしたところであります。

こうした一方で、流域変更することによりまして、宮川本流側は水量が減少し、水生生物の生態系の悪化への懸念、あるいはアユなどの漁獲量の減少によります漁業への影響、景観上の問題などが指摘をされていることも否定できないところであります。

このため、環境に配慮し、地元と共生することも大切であると考えまして、平成18年度から、国の発電ガイドラインによる毎秒0.37トンの維持流量に加えまして、毎秒0.13トンを経営者の宮川ダムの発電容量から放流し、宮川の流量維持を図っているというところでございます。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎） 私がこの質問をさせていただいたのは、特別対策要綱を守れとか、そういうことが主ではなしに、県が大きな事業を進めるときに、実現の可能性のない、住民が、今この場だけ納得すればいいというような、そういう条件を提示して事業を進めてはいけないと、私が言う20年先、50年先、100年先、その先にできるのかどうかという見通しを持って対応しなきゃいけない。そうしないと、住民は県にだまされた、行政を信用しない、そういうことが始まるわけですから。

だから、これから、この質問を通して県への提言ですけれども、大きな事

業を進めるときには、絶対に甘い先の見通しを条件に出してはいけない、本当にしっかりした実現の可能性のある、そういうものを提示して事業を進めていくべきだ、これを提言して、この項の質問を終わります。

それから、次に、水力発電の、今全国で33都道府県と金沢市が公営の電気事業を行っています。その中で、平成22年の4月1日現在で、比較的規模の小さい8県において行っている事業は譲渡されました。しかし、残りの23都道府県並びに金沢市においては事業を継続しています。一方、三重県と長野県では、比較的規模の大きい水力発電事業の民間への譲渡の協議が継続しています。

ここで伺いますけれども、水力発電譲渡に対する知事の先見性を、20年、50年先を含めた先見性を含めた基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

それから、あわせて、このような全国状況の中で、県と企業庁は計画を大幅にオーバーした、長期間の譲渡協議を続けていますけれども、譲渡が将来の地域づくりにどのような影響を及ぼすかについても、これは担当部長で結構ですから、この2点をお伺いしたいと思います。

知事（野呂昭彦） まず、譲渡の目的ということでありまして、平成19年の2月にお示しをいたしました企業庁のあり方に関する基本的方向、これにおきまして、水力発電事業につきましては、一定の公的関与の必要性はあるというものの、既に民間の電力会社でも実施をされており、民間譲渡された場合にあっては事業の継続が期待できるということから、民間譲渡をまず検討すべき選択肢と判断したところでございます。

そのため、本県におきましては、譲渡先や譲渡方法などの検討を進めまして、譲渡条件としては、適正な譲渡価格の設定に加えまして、まずは、すべての発電所が継続して運営されるということ、それから、地域貢献の取組が継続されるということ、こういったことを条件の基本として示しまして、それで譲渡先を中部電力株式会社と定めまして、交渉を行ってきたというのが、これまでの目的並びに今日までの状況であるということでございます。

〔「質問に答えてないよ。」と呼ぶ者あり〕

政策部長（小林清人） 譲渡協議の目的、目的といいますか将来に向かってどういう影響を及ぼすかという話でございますが、私、水力発電そのものは民間譲渡という中では、今知事も御答弁したような形なんですが、再生可能なクリーンエネルギーが将来にわたって効率的かつ持続的に供給され、それこそが県民全体に対するメリットではないかというふうに考えております。

それから、地元である大台町等に対する影響につきましては、やはり、今現在行っております地域貢献の取組、これをきっちりと、その譲渡先においてもやっていっていただく、それは県のほうもしっかりと見ていく必要があると思っておりますが、そういうことは続けていっていただくという形の部分で、地元にとってもメリットがあるという形の部分になっていくような形が望ましい形であると思っております。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎） ありがとうございます。

私は、ここで、やはり今回の問題は、議会も入って協議をしてきましたけれども、改めて地域づくりという観点、こういう観点で見たときにね、私は、本当にできれば見直す必要もあるんじゃないかと。今、知事も政策部長ももう既に走っておるんだと言っていましたけど、私はまだ走っていないと思う。先ほどいいました、ここ1年が山場だと思うんです。この山場に、どう腹をくくって、この問題と地域づくりとそれから地域の皆さんの生活の安全ということ、含めて、きちっと対応していただきたいと、この要望をしておきたいと思います。

次に、時間がありません、少し急ぎますけれども、全国の公営電気事業の民間譲渡の問題とか、それから流域変更の発電所、発電様式の問題、これの全国的な情報がほとんど住民の皆さんにも公開されていません。私たち議員も公開されておられません。恐らく議員の皆さんは、全国に幾つ水力発電のダムがあって、流域変更は幾つしておるのか、発電は何箇所までやっておるのか、これは御存じないと思うんです。議員の皆さんに聞けば、何だ、たったそれ

だけかということびっくりされると思うんですね。こういうような情報は、やはり私は住民にも、議員にもね、情報公開、情報公開と口では言いながら中で隠してある、こういう行政体質については、私はこの際改めるべきであるということを強く要望したいと思います。

次に移ります。

次に、水力発電が多くされている、これは西場先生も御質問いただきましたけれども、大台町の3地域で住民懇談会が行われました。その中で、まず出されたのは、県が、ダムや発電施設をつくるときに、その補償条件、設置の補償条件として出したもの、これを県は地域貢献と言っています。だから、これとこれをやるからダムをつくらせてくれ、これとこれをやるから発電施設を設置させてくれと言ったものを、地域貢献と呼んでいる。私もその当時から住んでいました、地域に。だから、その経過はよく知っています。

まず、補償のために、設置をするためにいろいろ出した条件、これをなぜ地域貢献と呼ぶのか、その見解だけお伺いしたいと思う。

政策部長（小林清人） 今回の譲渡に係る地域貢献という部分の14項目ございます。その中で、議員、今おっしゃるように、企業庁とも御質問が出た形の部分で調整をしております、その中で、一つはかんがい補給、宮川ダム、それから三瀬谷ダム、この部分については、そのつくるときの部分の確かに補償であるという形でございます。それから、稚アユの放流、そしてまた、三浦湾への濁水調整、それから、三瀬谷ダム下流の濁水対策、これらについては、ずっと、ずっとというか、そのときの当時の補償という形の部分で行われてきております。

それが、これは、公営企業のあり方検討会の報告書というのを県がまとめましたときに、つまり、中部電力と協議をしていくという中で、補償という言葉を使わないで、すべてまとめて地域貢献という形の部分にしまして、地域貢献という形で引き続いてやっていってほしいというような形で位置づけてきて、そういう形で交渉はしてきたという経緯でございます。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎） 簡単に申し上げますけど、なぜ私は地域貢献がいけないかと、地域貢献、地域貢献と県や企業庁が言いますから、住民の皆さんは何をやってくれるのや、もっと何をしてくれるのやと。だから、新しいことをやってくれると思っておる。地域貢献でしょう。だから、地域に貢献するんだから、何をしてくれるんだと期待しておるんですよ。だから、そこでも誤解を招いておる。住民が、やっぱり誤解を招くような、そういう言葉の表現、施策も含めて、私はこの事業展開の中でとるべきではなかったと。今からでも遅くはありませんから、ぜひともこれは改めてほしいと。

では、次に、西場先生からも御質問いただきました住民説明会、6月、7月に行われました。まず、この説明会の目的と、知事の先ほどの西場先生への御答弁では、もう地域住民の皆さんには御理解をいただいたと認識しているというように御答弁いただきましたけれども、本当にそういう認識なのかどうか、これは企業庁長も含めてお伺いします。

政策部長（小林清人） 大台町の3地区で実施されました住民説明会の目的につきましては、中部電力側と協議しております、残されております三つの地域貢献の、余りよくないという言葉でございますが、その課題につきまして、まず、緊急発電放流について譲渡条件とはしないこと、このことについての御説明、それから、あとの森林環境保全事業、それから、奥伊勢湖環境保全対策についての、これは中部電力と今交渉はやっておりますがなかなか合意に至っていないものにつきましても、きちんとした継続が行えるような対策を行っていくという形で御理解をいただくという形の部分で、それを目的として、やってきました。

その三つにつきましては、事前放流をしっかりとってほしいとかいう御意見もございましたが、そういう中で、緊急発電放流を譲渡条件とはしないことにつきましては、住民の方々の御理解を得たものだと、私は考えております。

企業庁長（高杉晴文） 大台町で開催いたしました住民説明会は、特に今中部電力と交渉しております地域貢献14項目のうち3項目が合意に至っていない

いということで、特に緊急発電放流につきましては、当該地域は平成16年に非常に甚大な災害をこうむられまして、地域の方々は災害に対して非常に強い思いを持ってみえます。そうした方々に思いをいたすことが非常に大切であるということで、緊急発電放流は中部電力との間で合意できないけれども、一方で、事前放流をすると、こういった制度を設けまして、これを確認することによって、地域の方々の安全を確保できるようにしたと、こういったことを丁寧に申し上げまして、地域の方々の安心していただくと、こういう目的が多かったと。

それから、もう一つは、合意に至っていないあと2項目、これにつきましても、水源をきちっと整備していくといったようなことで、地元大台町の強い御要望でもありますので、それらについても中部電力とは合意できなくても事業を継続していくと、別途の方法で継続していきたいと、こういったことを御説明申し上げまして、地域の方々に御理解、特にその3点につきまして御理解をいただきたいと、こういう思いで説明を開催いたしました。

したがいまして、緊急発電放流につきましては、その事前放流を確実にすることによって安全を確保できるという説明に対しまして、それを実施しないことがけしからんというような強い御指摘はいただかなかったというふうに認識しておりますので、その3項目の対応方針につきましては御理解いただいたのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎） 簡単に言いますけど、私も、この説明会に出ました。それで、最初の説明会で聞いた緊急時のダムの操作、この問題、聞いても、私もわからん。住民のだれもわかっていませんでした。これ、本当ですよ。私、出席した人に、みんな聞きましたよ。だれもわからん。私は、そこで、企業庁と県に言ったんです。この説明ではわかっていませんよと。これでわかったと思ったら大間違いですよと言ったんです。

だけど、何もわからないから黙っておるから、理解ができた、されたと。

執行部の皆さんも、学校で授業を受けたことがあると思うんですよ。わけのわからんこと、教えてもらって、わかりましたというような顔をして座っておったこと、ようけあるでしょう。

まさに、この住民説明会はそうだったんです。だから、一方的にしゃべって、特に1回目なんかひどいものでしたよ、言えはいいという。このことを指摘して、これから、まだ残っている課題がありますから、住民説明会には、授業がわかるような、ひとつ先生になって、説明していただきたい。

〔「やり直し」と呼ぶ者あり〕

30番（大野秀郎） それから、次に、地域振興に係っても、時間がありませんので、これも特別対策要綱にありますけど、二つだけ質問します。

まず一つは、大杉谷登山道ですね。10月1日までは、シシ淵まで開通していただくということで、ありがとうございます。

まず、この全線がいつ開通するのか、特に、この登山の仕事、関係する仕事にかかわってきた住民の皆さんは、全く16年から収入が途絶え、厳しい生活を強いられて、1日も早い開通を待っています。だから、まさに生活に係るこの問題に関して、いつごろ、そして観光局として、環境庁や関係機関にどれだけ熱意を持って働きかけたかということ、を、まずお伺いします。

それから、二つ目は、海山と大杉を結ぶ大杉谷海山線、これも平成16年の災害以来、通行どめになっています。6年以上。したがって、紀州路と宮川地域、大台地域を結ぶ道は切れているんです。けども、この不便さは皆さん考えてみえない。ようけ破れておるから、どこからしてええかわからないとか、予算がつかないとか、そんな役人らしい答弁だけでは地域づくりはできないんです。この道が使えなければ、紀州路と大台町の交流はできないんです。その必要性、切実さを、受けとめていただいて、この二つに対する答弁をお願いします。

環境森林部長（辰己清和） 大杉谷登山歩道の全面開通の部分でございますが、御案内のとおり、平成20年度に、下流部から着手してございまして、今年の10月1日に4.5キロメートルでございますが、宮川第3発電所からシシ淵

まで部分開通することとしてございます。

それから、その後、速やかに着工いたしまして、平成22年度には、これは環境省のほう事業主体ということで、そちらのほうから県が施工委任を受けておるのでございますが、平等峠のつり橋、これから七ツ釜滝までの登山歩道について、5.6キロについては速やかに工事を進めていくということにしております。

その後、光滝付近でございますが、ここの部分が、もともとこの計画は、復旧につきましては、環境省のほうが大台ヶ原・大杉谷整備基本計画というのを策定いたしまして、この計画に基づいて進めておるわけでございますが、この中で、光滝付近については、再整備に当たりまして復旧方法の検討が必要というふうにされてございまして、この検討を環境省が学識者を交えた検討の場を設けるというふうにしてございまして、今年も設けられるということで準備、進んでございますので、下から、本当に遅くなって、私も残念でございますが、順次工事を進めていくという現場でございますので、一刻も早く粟谷小屋まで完成できるようにということで進めてまいりたいと思います。

今、何年度に開通できるということは明確にはできない状況でございます。農水商工部観光局長（長野 守） 観光振興につきましては、総合的な観点から事業の推進が必要であるというふうに思っておりまして、観光振興プランにおきましても、推進会議だとか幹事会というのを設置いたしまして、総合行政で取り組んでおるところでございます。

大杉谷の登山歩道は、登山者にとって手つかずの自然が残っている秘境の渓谷でございまして、災害前には毎年3000人から4000人の登山者の方が訪れておりました。登山歩道の復旧につきましては、環境森林部において取り組んでいただいておりますけれども、観光面からもやっぱり重要なことから、観光局といたしましても連携いたしまして、全面開通に向けた動きに対応するとともに、引き続き魅力ある観光地としての情報発信や誘客に向けた取組について支援してまいりたいというふうに考えております。

県土整備部長（北川貴志） 県道大杉谷海山線の復旧状況についてお答えいたします。

この道路、急峻な山間部の道路でございます。16年の台風におきまして、紀北町側で27カ所、大台町側で29カ所の災害を受けました。紀北町側につきましては、もう26カ所まで復旧しております。大台町側の29カ所ですが、これは、非常に、先ほど言いました、道も狭いということで、順次進めているという状況でございます。現在21年度までに16カ所復旧しました。本年度2カ所を復旧しまして、引き続き残りの11カ所を進めたいと思っております。

おおむね25年度を目途ということで進めているところでございます。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎） 25年度と言わずに、早くやっていただくようお願いいたします。

観光局長に、これは、答弁は要りません。三重県の最近の観光施策は、大量の集客ができる地域、そこが中心の観光施策です。先ほど答弁にありましたように、大杉谷溪谷というのは、まことに全国でもない、多様な植物、生物が残っており特別天然記念物の地域なんです。この地域の観光なんて、私が災害以来、観光局長から一遍も聞いたことがないですよ。かつては三重県の目玉だったんです、観光の。議員の皆さんも、大杉谷溪谷は見えて、登られた方もたくさんあると思うんです。それが、まさに観光施策の目玉じゃなしに、頭にもなっていない。だから、金目だけで施策を考えるのではなしに、やはり三重県にしかないいいもの、貴重な自然を公開する、感じとってもらおうという意味で、ひとつ観光政策を進めていただきたいと、こういうことを要望しておきます。

これで水力発電の項を終わりますけれども、私は何で今ごろ水力発電の問題やと皆さん思われたでしょう。そうじゃなしに、よほど大規模な開発とか事業は、先ほども言いましたように、10年先、50年先、100年先を見据えて、慎重にやらないと、大切な自然も壊すし、地域も壊すし、人々の人間関係も壊してしまうんです。だけど、そのとき、計画した人は、今は去ってなしで

す。だけでも、地域の住民はそこで営々として暮らしていかなきゃいけない。そういうことを含めて、県の大きな、事業に対する施策というのは、十分慎重に時間をかけて進めるべきであるということを提言して、この項の質問を終わります。

じゃ、教育長がお待ちかねですから、次、教育委員会のほうに進みたいと思います。

次期教育振興ビジョンについて、もう頭は全部切ります。

今、振興ビジョン、次期のをつくって、中間案を発表されましたけれども、この次期教育振興ビジョンの中間案で、社会を取り巻く情勢を厳しく分析してもらっていますけれども、現行の教育振興ビジョンと、次期教育振興ビジョンの中間案、これの子どもたちの取り巻く状況はどのように変わったかと、その認識について、まず教育長からお伺いしたい。もう、教育長、早口で結構ですから。お願いします。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 次期教育振興ビジョン（仮称）の中間案につきましての差の部分、どういうふうに反映していくかということ、環境の変化の違いにつきましての認識と反映につきまして、御答弁させていただきます。

今、時代は大きな激動期でございます。現行ビジョン策定後の12年間に置きまして、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、教育課題も一層複雑化、多様化したと、そういう時代であると思っております。

特に、少子化、核家族化とか、地域社会のきずなが薄れつつあるという社会変化の中で、家庭や地域が、従来の教育力を維持できなくなっていると、そういうところが大きな変化かなと思っております。

また、このことは昨年度開催されました県民懇談会の場でも多くの県民の皆様が発言されております。私としても、重くとらえているところでございます。

また、本県の特徴といたしまして、例えば外国人児童・生徒が著しく増加しております。また、さらに、特別支援教育に係るニーズが多様化し、対象

となる子どもたちの数が急増しつつあります。また、子どもたちが巻き込まれる犯罪、事故とかいうのが多く発生しているところでございます。

このような社会の著しい状況変化を背景にいたしまして、学校の抱える課題が年々複雑化する傾向にございます。もはや、学校だけで課題解消を図ることが困難な状況も生まれてきていると思っております。今こそ、学校、地域、家庭が一体となって、社会全体の総力を結集して、教育に向き合うことが必要不可欠であると考えております。

こうした時代認識に立ちまして、次期ビジョンでは、基本理念に、学校、家庭、地域が一体となってという言葉掲げさせていただきました。そして、多様な主体が連携、協力し、県民総参加で教育に向き合うという大方針を地域社会の決意として打ち出したものでございます。これはまさに、県政の施策展開のベースでございます新しい時代の公を教育分野で実現することに他ならないと思っております。

また、この理念を具体化するために、各施策に多様な主体と連携した取組を精力的に盛り込んでおるところでございます。さらに、家庭教育への支援、地域人材の活用など、家庭や地域の教育力向上に関する取組を積極的に位置づけております。今後の取組姿勢を明確化しているところでございます。

このほか、次期ビジョンでは、施策ごとに、多様な主体への期待をメッセージとして掲げまして、教育委員会としての思いが、県民の皆様が届くようにと努めることといたしております。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎）ここに持ってきましたけれども、第三次戦略の素案と教育振興ビジョンの中間案を持ってきました。この二つを読みましても、第三次戦略の中に教育ビジョンを云々という記述はどこにもないんです。一カ所もありません。

私は、当然、教育振興ビジョンは県政の重要な柱の一つですから、これは位置づけられているものと思うんですけども、その表現がなぜないのかと、重要な柱でないのかということが1点。

それから、二つ目は、この教育振興ビジョンの5年間、それから、第三次戦略は4年間ですけれども、この中で計画されている事業に対する財政的な担保がされていませんが、この財政上の担保をどうするのかというのが2点。

それから、第3点は、教育振興ビジョンは基本理論で、子どもたちを信じ、可能性を信じ、そして、次世代を担う子どもをつくる、育てるんだと言っていますけど、今子どもを取り巻く環境は、家庭的にも、それから育ちの面でも、それから家庭の経済的な面でも、それから地域においても、様々な格差を背負い学校に入ってきております。そういう格差は、なかなか学校や地域や家庭へというような、そういうところでは解決できない、もっと大きな社会的な取組が必要だと思えます。この、本当に子どもたちを信じ、その力を伸ばすために、今子どもたちが背負っている格差をどう解消していくのかという、この点についてお伺いします。

教育長（向井正治） まず最初、教育振興ビジョンの第三次戦略計画（仮称）への反映ということでございますが、この策定に当たりましては、双方の計画の整合性につきましては非常に留意したところでございます。

具体的にこの計画で云々という言葉は入ってはおりませんが、考え方は、大きく第三次戦略計画（仮称）の中へ取り入れることにつきまして、例えば、第三次戦略計画（仮称）の基本的な考え方の中には、子どもたちの成長を地域社会全体で支えていこうという視点が重要と記述しているところでございます。これは、次期ビジョンにおけます基本施策として掲げました、多様な主体で教育に取り組む社会づくりと整合を図ったところでございます。

また、第三次戦略計画（仮称）の施策目標項目の設定に当たりましては、次期ビジョンの基本理念を反映したものとなるように努めているところでございます。

今後、県議会の御意見や、県民の皆様から、今パブリックコメントをいただくことを考えております。その中で引き続き第三次戦略計画（仮称）と次期ビジョンの整合に留意しながら進めてまいりたいと思っております。

次に、財政的な裏づけに関する所見でございます。

私は、教育施策そのものは次代への投資ということだと思っております。積極的な推進を図るべき項目であると、まさしくそういった必要があると考えております。しかしながら、一方では、非常に、県財政、厳しい状況が続いております。教育委員会といたしましても、いかに最小の経費で、最大の効果を上げることができるかと、そういうことを真摯に、同時に検討していく必要があると思っております。

そうした努力を重ねた上で、必要となる経費につきましては、財政当局にその重要性を十分に説明し納得していただきながら、確保に努めていきたいと考えております。

その次につきまして、格差の問題でございます。

今子どもたちを取り巻く家庭環境等の格差につきましては、教育分野のみでは対応できるものではないと考えております。格差を生まない社会づくりといえますのは、社会全体で取り組んでいくものであると考えております。

教育委員会といたしましても、教育の機会均等等の観点に立ちまして、従来から例えば奨学金制度をより利用しやすいように継続的に改善しながら運用しているところでございます。また、国におきましては、高等学校の授業料の無償化が実現できたと、これは非常に喜ばしいものだと思っております。

今後とも、教育でできることは教育で取り組むというとともに、他の行政分野との連携にもしっかり努めていきたいと考えております。

また、子どもたち一人ひとりの成長に、様々な意味での個人差が非常に大きくなってきております。こういった今でこそ、子どもたちの可能性を信じて、大切にはぐくんでいく、きめ細かな教育が一層重要になると思っております。

このため、次期ビジョンでは、子どもたちの目線に立つという姿勢を基本理念で明らかにいたしました。一人ひとりを大切にはぐくむという方向性を明確に示したところでございます。従来から進めてまいりました少人数教育や、子どもたちの進度に応じた指導など、一人ひとりを大切にしたい教育を今

後一層充実してまいりたいと思っております。また、新たに、一人ひとりの指導上の情報を、幼児期から高校まで引き継いでいく仕組みと、こういうものについても検討していき、きめ細かな教育を進化させていきたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 大野秀郎議員登壇〕

30番（大野秀郎） ありがとうございます。

総務部長、教育振興ビジョンの財政の担保、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、教育長に、私は、お願ひなんですけれども、やはり子どもたちが背負っている格差の解消のために、教育委員会としてどうアクションを起こすんだと、アクションの問題なんです。このアクションをどう起こすかということ、さらに今後の教育長の最終盤に向けて、ひとつ検討して、もう結構ですから。

それから、最後に、私が、水力発電の問題を出しました。何が今ごろ地域の年寄りがぼけたことを言うておるのやと、そういう受けとめ方ではなしに、あの問題の中には、将来の。

副議長（森本繁史） 簡潔に願ひます。

30番（大野秀郎） 三重県政を考えるときに重要な課題が含まれていますよと。そのことを、執行部の皆さん、十分重要性を認識していただきたいという意味の質問でしたので、地域の平和ごとではありませんのでよろしく願ひします。

以上で終わります。（拍手）

休 憩

副議長（森本繁史） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

---

午後 3 時20分開議

開 議

議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

議長（三谷哲央） 質問を継続いたします。

最初に、西場信行議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。45番 永田正巳議員。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） お疲れでございましょうが、少々時間をいただきまして、たまたま西場議員のほうで、子宮頸がんをちょっと触れていただきましたので、もうこの機を逃してはならないなと思って、急遽、通告をさせていただきました。

子宮頸がんの問題でございしますが、これはもう原因はウイルスであるわけでありまして、これ、私も学生であるときちょっと化学をかじってきたんですが、医学的な用語は余り、本当にずぶの素人でございまして、間違う場があります、それはひとつ御容赦いただきまして、医学的な言葉も入るかもわかりませんので、よろしく願いいたします。

国の概算要求で150億という数字ももう報道されておりますし、それが引き金になって、全国の各市町村はこれに前向きにというようなことにもなりかねませんね。そういうことを思いますと、一度、これについてきちっと正しい理解をして臨むことが大事かと、このように思うわけであります。

私も、本議会でも、三重県議会では請願も採択しておりますし、それについては了としておりましたんですが、その後続々と入ってくる情報が、もう少し慎重にこれに対処すべきだなというような思いに駆られました。

といたしますのは、学識経験者でありましようが、この例えばの話も出てお

りますけれども、明らかにしていいと思うんですが、東京大学の医学部の産科婦人科の教授であります川名尚さんと武谷雄二さんと、非常にすばらしいこれに関する論文を発表しておられます。論文を。それを実は見ますと、時間もありませんので要点だけちょっと簡単に御紹介しますと、予防ワクチンの有効性の推定はそう簡単ではなさそうであると。仮に絶対的未感染者である性交未経験世代を対象としても、ワクチン接種は不完全だとワクチン効果は低下するだろうと。しかも、これまでのデータはいずれも追跡期間が6年程度しかなく、長期的な有効性は全くわからないのでございます。したがって、安易に公費負担とか集団予防の義務化に踏み込むべきではないと。この国に限らないことではありますが、HPVといえますのはヒトパピローマウイルスと呼ばれており、HPVワクチンというんですが、の活用法については、慎重に検討していく必要があると、こういうふうに結ばれておるわけでございますね。

そういう論文が、実は出ておるわけございまして、ここいらのこの情報が、きちっと表に出てまいりましたらば、これは余り我が県としても性急に進めるということはいかがかなと、このように思ってならないわけでございますから、これひとつ、一遍、この辺の見解について答弁を求めておきたいと思うわけであります。

健康福祉部長（真伏秀樹） 子宮頸がんの発生の原因でございますけれども、先ほどお話がありましたように、多くがHPVであることは明らかにはなっておりますし、全女性の70%から80%の方が、一度はHPVに感染するという報告もございます。我が国におけます子宮頸がんの患者の方の中で、今現在承認されております、これ、サーバリックスというんですけれども、そのワクチンの感染予防効果を有するというのが、HPVの16型とか18型のウイルスになるわけですけれども、そういうウイルスの検出される患者さんというのが大体50%から70%いらっしゃるということも報告を聞いています。

こうした状況でありますので、感染する以前にそのワクチンを接種することによって、そのHPVの感染を防ぐことができる、その結果として子宮頸

がんの発生を阻止できるというふうに考えておるわけでございます。

こうした中で、全国的な市町村での取組ですけれども、ワクチン接種に係る助成事業が広がりつつあるということも事実でございますし、それと、国のほうにおきましても、来年度の概算要望の中に、その市町がワクチン接種をしますその事業に対する補助事業も盛り込まれているという状況でございます。

県といたしましても、こういうがんを予防していくという観点からは、この当該ワクチンについても普及をされていくのがふさわしいのかなというふうに考えております。

一方で、副作用等の問題もいろいろありますので、そういうことにつきましては、国等の情報もしっかり収集させていただいて、その辺の情報についてはしっかりフォローもしながら、市町等へも必要な情報提供もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） これ、もう時間がございませんから、簡潔に申し上げますと、このワクチンに効くのは、日本では比較的多い52、50型と、医学的によくわかりませんが、52、50型だそうです。そして、日本に多い16、18、40型のHPVタイプには、これは余り効果がないということをはっきり書いてあるんですね。これね、見ますと。だから、そういうことを考えますと、このサーバリックスというんだそうですが、これが本当に日本人に効力があるのかないのかと非常に疑問なところがあるという、実は結果が出ているということが、これ、ほかの論文を見ても書いてあるんです。

そこら辺、なかなか、これ、医学的な問題ですから、ここで答弁いただくなくても結構でございますから、もう少しこういった医学的な精査というんですか、これをきちっとしていただいて、そして、なるほどなということがはっきりすれば、この三重県政としても大いにこのワクチンについては推進する必要があるというふうにも思いますし、ここら辺が、もう少し国の指示

を待つてというようなことじゃなくて、三重県は三重県独自で、一遍そこら辺も三重大の医学部なり、あるいはそこら辺の専門機関との御相談の上、三重県としての見解をきちっとまとめていただいた上での、子宮頸がんワクチンの推進を進めていただくように、特にもう時間がございませんから、お願いをして、もう一度、ここはそこら辺の精査を必要だということを申し上げて、終わりたいと思うんですが御見解ありましたら。

健康福祉部長（真伏秀樹） 私どもの今の考え方は、先ほど申し上げたとおりでございます。

それと、薬のほうについては、製造販売いたしております会社のほうも引き続き有効性ですとか安全性の追跡調査をするという話になっておりますので、こういう情報なんかもしっかり情報収集もしまして、さっき申し上げたように、私たち自身もそういう判断をしていきますし、必要な情報等については、市町にも提供をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

45番（永田正巳） もう時間がありませんので、終わりますが、ひとつ慎重な対応をお願いいたしまして、私の関連質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

議長（三谷哲央） 次に、小林正人議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。19番 末松則子議員。

〔19番 末松則子議員登壇〕

19番（末松則子） 小林議員の児童虐待問題について、関連質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの質問の中で、答弁の中でも出てまいりました三重県児童虐待重篤事例検証委員会からの報告書が9月27日に出されましたというふうに、太田局長のほうからも御紹介ございました。この件に関してなんですが、まだ2日しかたっていないじゃないかということで、非常にこれについての対応について聞かせていただくというのは、ちょっと酷かなとは思いますが、この委員会が設置されましたのは5月20日でございます、その間4カ月、委

員会だけではなく、県のほうでもこういった事案について検証されてきたというふうに思っておりますし、この事務局はこども局こども家庭室でございますので、そういった情報等も含めまして検討されていたというふうに思います。

それで、先ほどの小林議員の質問の中にもありましたように、情報の伝達というものが非常に大事になってくるのではないかというようなことが質問の中でありました。この報告書の中にも、情報のやりとりが日常から頻繁に行われていることと、その伝達の目的が何なのかという点を、情報の送り手も受け手も明確に確認する必要があるというふうに記載もされております。

今回、実務者会議というものがもっと頻繁に行われていれば、よりの確な情報の量が見つけられ、精度も上がり、よりの確なアセスメントが実施されてきたのではないかというようなことも報告書の中に書かれております。

先ほどの御答弁の中で、非常に情報の部分に関して、答弁が薄かったというふうに私は感じておりますので、もう少し具体的に詳しく御答弁をいただきたいと思えます。

それと、人材の育成に力を注いでいきます。また、家族、家庭に対する援護支援の両輪の政策で、児童相談所においてはこれからしっかり取り組んでいくというような、太田局長の御答弁がございました。人材育成というふうに一口でお話をされても、非常にわかりづかったというふうに思います。この中でも、児童相談所の中核となる指導力ある職員を育成していくことも不可欠の課題である、児童福祉司の専門性という課題もあるというようなことも書いていただいております。

具体的に、どのような人材の育成に力を注いでいくのかというようなことが考えられるのか、考えがございましたら、今の時点で結構ですので御答弁ください。

もう1点、危険性の査定についてということでございます。

今回の事例で、市町との連携というものが非常に大事になってくるというようなこともありましたし、さきほどの小林議員の質問の中でも、市町との

連携は非常に大事だというふうにお話がありました。その中で、法に基づいた適正な手続や明確な意思表示が従来からの現場慣行と折り合いがつかず、また、一気に押し寄せた地方分権化のひずみが影響となっているのが今回の事例にあるのではないかというようなこともこの報告書の中で書いていただいておりますし、強制力をもって親子分離して子どもを保護するという行為と、今後継続的に親子を援助していくという行為は、思考判断行動において次元を異にする営みである。そのことを同一機関が担っている日本の現状が現場担当者の判断を迷わせたという可能性があるのではないかというようなことも、記載がされております。

そういった中で、危険性の査定について、県はどのようにこれから査定をしていくのか、この部分が非常に大事だと思っておりますので、その部分の御答弁をよろしくお願いをいたします。

健康福祉部こども局長（太田栄子） まず、情報の伝達についてでございますけれども、こちらの報告書のほうにも御指摘をいただきましたように、北勢児童相談所と鈴鹿市というのは、本当に信頼関係もできておまして、非常に頻りに情報のやりとりをしておりました。にもかかわらず、結果的に、こういう事態に陥ったということで、その辺をしっかりと検証しなければいけないということが、当初から検証委員会のほうでも言われておったところでございます。

この点については、この情報の伝達の目的をしっかりと両者が確認し合った上で伝え合わないと、ただ単に情報が行き交うということが頻りに行われるだけでは明確な次の行動には移らないという、そういう御指摘だというふうにとらえております。そうしたことから、ここを改善するためには、双方が電話なりフェイス・ツー・フェイスでやりとりをするだけではなくて、その中に介在するものとして、活用しておりますアセスメントをするためのシートというのがございまして、こちらのほうは市町でもまた児童相談所でも使っておるわけでございますので、この活用を徹底する、また、そのシートについて使いやすいような改良を加えるといったような具体的な方策をとらな

いといけないのかなというふうに、今のところ思っておるところでございます。

それと、もう一つは、人材育成についてでございますけれども、一つは、基本的な児童相談所に配置をされます職員には、行政職員もいるわけでございますので、そういった職員も含めて、新人職員等々に付与する技術について、体系的にしっかり研修を行っていかねばならないということと、もう一つは、先生御指摘のように、中核的な職員をしっかりと養成すること、その職員がケース全体、また、所全体のマネジメントにも気を配りながらケースの進行を管理していくという、そういうことのできるような職員がやはり必要であるということでございまして、こちらについては、適切な職員の配置とともに、やはり研修が非常に重要になってくるだろうというふうに思っております。

それと、あと、リスクの査定の話、リスク査定でございますけれども、今回、4月21日に問題が発覚しそうになって、児童相談所の職員が現地に出向きました。その際に、やはりそれまでの情報伝達をもとにリスクについてのしっかりとした情報共有がされておいたら、もっと臨機応変な対応がとれたかもしれないけれども、ここにおいてもそれまでの情報の収集の不足が少し影響しておただろうということが指摘をされておると同時に、そのときに現場に踏み込まなかったその児童相談所の職員の心理的な背景の中に、今先生が検証報告のほうからお読みをいただきました、二つのやはり役割を持つておる児童相談所の職員として、そのときにちゅうちょを感じたというようなことが、こちらの検証報告の中でも指摘をされております。

ですので、これは、研修ともかかわってくるわけでございますけれども、そういった職員の迷いが生じないように、法的な対応の部分というのは、しっかりとやれるだけの技術力を身につけるための、これも、人材育成、研修になると思いますが、その点を、実践的な研修もしながら付与していくということが今後必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

19番（末松則子） ありがとうございます。

今、御答弁いただきましたとおり、情報の伝達、それから、人材の育成という部分は非常に大事なところになってまいります。今のように、しっかりとした中核の職員というものを人材育成していただくシステムづくりというものを、早急にまた構築をしていただきたいというふうに思いますし、アセスメントシートの活用の徹底等について、これから現場の職員のマンパワーで、今一生懸命やっただいておるといような状況でございますので、それだけではないといようなところの、システムであったりとか、判断が迷わないといようなところの環境づくりというものを、これから徹底していただきたいなというふうに思います。

行き過ぎた保護であったり、行き過ぎた介入というものも、これからの例には非常に重要になってくるかと思えます。これから家庭で継続をしていかなければならないということに関しては、一回他人が介入をしてしまうと、家族の再生というものが難しいというふうになると、一方で言われておりますけれども、命があってこそその家族でありますので、そういった意味では、行き過ぎた介入というものが、今、先ほど局長が言っていたみたいに、現場の職員の、担当の判断が迷わないというふうな、自信が持てるような、そんな環境づくりというものを、ぜひとも県として心がけていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ありがとうございます。（拍手）

議長（三谷哲央） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

## 質 疑

議長（三谷哲央） 日程第2、議案第12号を議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。10番 今井智広議員。

〔10番 今井智広議員登壇・拍手〕

10番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

まず初めに、伊勢庁舎建設工事の施工に伴い、急遽移転を余儀なくされた、関係住民の皆様へ、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、議案第12号、伊勢庁舎整備に伴う移転補償に要する費用について、我が会派は私も中川康洋議員も関係の常任委員会に所属しておりませんので、今回質疑のほうをさせていただきたいと思います。

この質疑をするに当たり、昨日、伊勢庁舎の工事現場を視察してまいりましたが、今回上程された補正予算は、伊勢庁舎建設工事において、基礎工事のために地下水を強制的にくみ上げたため、隣接地において地盤沈下が発生し、その修復が困難であるとの判断から、近隣住民と協議の結果、住民の安全確保のため移転をしていただく、その費用として、まずは移転補償経費と土地購入経費、合計3億9042万6000円が新たに必要となり、上程されたものであります。今後は、さらに、この費用以外にものり面工事費や住宅解体費、また、工事延長の経費負担なども発生してくると、27日の議案聴取会で稲垣議員の質問に対し県から回答がございました。

提案説明の中で、新たに必要となったとありましたように、本来であれば、約43億円かけた建設工事が、当初の調査並びに計画どおりで滞りなく進めば、必要とならなかつた歳出であり、これは、考えようによっては新たな県民負担が生じたこととなります。それだけに、なぜ今回このような事態が発生したのか、税金を支払う県民の目線からすれば、当然疑問を抱かざるを得ないところであります。

そこで、まず、工事の面において、今回の事案に対する疑問点を確認の意味も込め、幾つかお聞きをいたします。

当然なされるべきことでありますが、そもそも建設地が決定をされ、工事を発注する際、周辺の状態調査や建設地のボーリング調査は慎重に行われたのかどうか、また、その調査結果と今回の地質解析調査の結果はどうであったのか、お答えください。

次に、調査チームにおいて、その原因として特定された地下水の強制くみ上げについて、どれくらいの量並びに期間行われたのか、私にはわかりませ

んが、工事を進める途中段階である程度周辺への影響を予知できなかったのか、また、強制くみ上げ以外の工法は考えなかったのか、あるいはなかったのか、御答弁をお願いします。

さらに、施工業者側から自らに落ち度はないとしていることにに対し、県は弁護士と協議をしていくと、先日の議案聴取会にてお聞きをいたしました。この費用負担割合に関しては、直接県民の税負担にかかわることですので、弁護士だけではなく専門家を交えた調査、協議の場を設けるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

まず、御答弁をお願いいたします。

県土整備部理事（廣田 実） 伊勢庁舎の建設に際しまして、その予定地である隣接の場所に、既に建設をされておりました労働福祉会館、またデイサービス施設がございまして、その建設時に実施をされました地質ボーリングデータを、建設を行いました伊勢市等から入手をいたしました。その資料を活用するとともに、今回当該庁舎建設用地の直下において5本のボーリング調査を行ったところでございます。また、当該建設地から7メートルほど高い南側の、被害を起こしました団地の既設擁壁の状態、また、風化岩の露頭位置等の調査とあわせまして、地盤状況を推定をしたところでございます。

その結果、今回被害を受けました宅地がある南側から、庁舎予定地であります北側に向けて、支持地盤が深くなっておることが判明をいたしました。今回被害を受けられた宅地地盤が安定しておるといった判断をいたしました。しかし、建設に際しましては、念のために基礎工事についても振動の少ないプレボーリング工法等を採用することとし、周辺住宅地への影響が極力出ないようにということで、注意を払ってきたところでございます。

また、新庁舎は、免震工法を採用するということを決定しておりましたので、地下4メートルまで掘削をし、免震層を設けるという手法をとっておりました。その結果、掘削面を乾燥状態にして、作業を行う必要があるということから、さきに申し上げました地質調査結果を踏まえまして、南側住宅の地盤が安定しておるといった判断のもとから、湧水であります地下水を毎分20

リッター程度くみ上げをしながら作業継続をするということについて、問題がないと判断をし、業者に対し作業の指示をしたところでございます。

しかし、結果的に、今回の被害が発生したということでございます。

結果、被害発生後におきまして、ただちに宅地に影響を与えましたメカニズムを究明するために、土質の専門家であります学識経験者にアドバイスを求めながら、被害を与えました宅地内におきましてボーリング調査を行うなどの調査を実施いたしましたところ、結果的に、地下水のくみ上げによって宅地造成盛り土が沈下をしたということが原因であるという特定をしたところでございます。結果的に、宅地造成時の盛り土が、想定しておった以上に大量で、かつ不安定であったことが予見できなかったとはいえ、結果として、住民の方々に被害を与えることになりましたことについては、おわび申し上げ、誠意をもって対応する責務があると考えております。

なお、責任問題につきましては、問題発生時に、部内に調査チームを発足させ、専門家の意見を聞きながら原因の特定を行ったところでございますが、残る責任分担につきましても、この調査チームにおいて、弁護士や専門家の意見を聞きながら、今後とも検証、検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔10番 今井智広議員登壇〕

10番（今井智広） ありがとうございます。

以前の建物のボーリング調査の結果であるとか、新たに建設するところの5本のボーリング調査をされて、また、周りの状況等も専門的にいろいろ調査をしていただいた結果、今回、いろいろと水を抜くために、毎分20リットルの水をくみ上げた。これは正しい判断であろうということで行われ、最終的には結果として南側隣接地の盛り土が沈下したということで、当然、県も施工業者もこういうことをしたくてしたわけではなく、最善の努力をしながら、回りへの影響を与えないように工事を進めていただいていたかと思えます。ただし、今回こういうことが発生をしてまいりましたので、今後、

しっかり、この原因が強制的なくみ上げということがわかった状況の中で、今後様々な場所でまたいろんな建設工事もあるかと思えます。そういったところにも生かしていくためにも、今回のこの工事の工法を、しっかりと今後のために、活用していただきたいと思えます。

それで、責任のところに関しましては、弁護士や専門家の意見を交えて、今後、調査チームとともに検討を進めていただくということですが、県民の皆様方にしっかりと私どもも説明をしていく責務があるかと思えます。その意味においては、そちらのほうの専門家の含んだ、弁護士とともにチームのほうで、しっかりと責任、費用負担の割合等、今後協議を重ねて精査をしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

時間が限られておりますので、次に入らせていただきます。

それでは、次に、購入土地や今後の経費についてもお伺いをしておきたいと思えます。

まずは、今回1億3600万円をかけて購入をする土地、約3000平米ぐらい、900坪ちょっとぐらいと聞いております。今日、地図をいただいたこの1から9、そして10、11のところ、ここについてであります。この土地は、貴重な財源を投入し購入するものであり、県民の財産となるわけでございますが、県として、今後どのようにその活用をされていくのか、お考えがあれば、お聞かせをください。

また、本来であれば、今回の補正予算に盛り込まれるべきであります。移転補償契約の関係上間に合わない、今後の追加費用に関して伺いたいと思えます。

のり面工事費や解体費用、現地のほうではアパートも1軒ございましたが、こちらは平米数や戸数などある程度はっきりしていると思われまますので、早期の見積もりが可能であろうかと考えております。問題は、工事の中止期間並びに工事延長による経費負担であります。こちらのほうで、この経費負担の部分がいつごろその費用も含めて全体像、県のほうから示していただける

のか、経費は来年度予算に計上するという事で聞いておりますが、このような予算は一刻も早く示すべきであると考えますので、その時期も含めて、お答えをしていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

総務部長（植田 隆） まず、土地の活用でございますけれども、今回買い取る予定の土地につきましては、駐車場としての利用も一つの活用方法であると考えておりますけれども、庁舎全体の配置を再検討する中で、どういう活用が望ましいのか、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、全体の総額の話ですが、今後住民の方々との補償交渉がまとまった段階で、工事再開の同意を得、まず工事を再開したいと考えております。その後、移転補償により買い取る予定の土地をどのように活用するかということも含めまして、庁舎全体の配置について再度検討を行いまして、新たなスケジュールを立てていきたいと考えております。

また、今回買い取る予定の土地ののり面の補強工事でありますとか、補償家屋の解体工事の経費や工期の延長に伴い発生する経費などを算出した上で、翌年度の予算も含めまして、事業費の全体について見直しを行いまして、改めて積算をし直しまして、議員の皆様方に年内には今後のスケジュールと全体の事業費をお示しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 今井智広議員登壇〕

10番（今井智広） ありがとうございます。

購入をする土地1億3600万円がかかります。今後盛り土をしてあるということで、その部分の補強等も必要になってくると思いますが、県民の大切な財産となるわけでございますので、その有効活用、しっかりとお考えをいただきたいと思います。

また、年内には、今後のスケジュールも含め、総予算がどれぐらいかかるのかはお示しをしていただけるということでお伺いをさせていただきました。なるべく早い時期にそちらのほうもお示しをいただけるように、よろしく願いしたいと思います。

この問題は、この後、各常任委員会のほうで審議されるかと思しますので、私どももそちらのほうの審議の状況をしっかりと見守っていきたいと思います。

とにかく、今回新たな歳出が必要になってくるという形になってまいりました。しっかりと、県としては、税の負担者であります県民の皆様方に御納得いただけるよう、しっかりと説明をできるように、原因等も含めて今後の予定等も含めて、お示しをいただきますよう、心からお願いを申し上げます、質疑のほう終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 以上で、議案第12号に関する質疑を終了いたします。

### 議 案 付 託

議長（三谷哲央） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議 案 付 託 表
-----------

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1 2	平成22年度三重県一般会計補正予算（第6号）

---

議長（三谷哲央） これをもって本日の日程は終了いたしました。

### 休 会

議長（三谷哲央） お諮りいたします。明30日から10月17日までは委員会の

付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明30日から10月17日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月18日は、定刻より、本会議を開きます。

散 会

議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時56分散会